明治安田の資産形成シリーズ

明治安田

2025年1月改訂

契約年齢範囲
ご契約者：満18歳～満75歳
被保険者：　0歳～満75歳

外貨建保険

つみたてドル建終身

明治安田生命

5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）

市場価格調整機能なし

契約締結前交付書面
（契約概要・注意喚起情報）
兼
コンセプトパンフレット

為替リスク　あり　**金利変動リスク（市場価格調整）　なし**

■この保険は、**為替レートの変動**や**お客さまにご負担いただく諸費用**により、**損失が生じるおそれがあります**（詳しくは P.15-16、P.40-41をご確認ください）。本書面において、リスクに関する情報はマーク（⚠）で記載していますので、必ずご確認をお願いします。

■「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

「明治安田の資産形成シリーズ」で
安心な資産形成を
今からはじめてみませんか

「明治安田の資産形成シリーズ」は、
明治安田がお届けする貯蓄性の生命保険商品。
生命保険は、長期間にわたって
安心をお届けするもの。
明治安田は、お客さまからお預かりした
大切な保険料を長期間にわたって
運用します。

※「明治安田の資産形成シリーズ」のラインアップは、「保険種類のご案内」にてご確認ください。

明治安田の資産形成シリーズの3つの特徴

特徴1 **「長期的・安定的」な資産形成** 詳細は P.3

特徴2 **「長期運用のプロ集団」として「魅力的な受取率」を実現** 詳細は P.5

特徴3 **「専属の担当者」によるアフターフォロー** 詳細は P.6

「明治安田の資産形成シリーズ」のイメージキャラクター

福ちゃん先生

好きなもの：福豆
好きなこと：長期資産形成、長距離マラソン、読書

特徴 1

「長期的・安定的」な資産形成

将来の資産形成のために活用できる金融商品があります。
そのなかでも、生命保険は、資産形成ポートフォリオの「長期・安定」部分を担うことができます。
金融商品それぞれの「安全性と収益性（リスクとリターン）」等の特徴を考慮し、バランス良く組み合わせることが大切です。

リスクとリターンの関係（一般的なイメージ図）

監修:株式会社エフピー教育出版

金融商品によって、リスク・リターンは異なります

資産形成ポートフォリオ（イメージ）

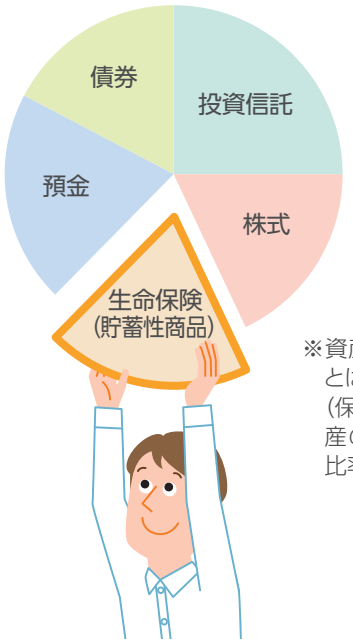

※資産形成ポートフォリオとは、ご自身の保有する（保有を予定している）資産の組み合わせやその比率のことをいいます。

預金
銀行などの金融機関にお金を預けること。または預けるお金のこと

債券
国や企業などがお金を借りるために発行する有価証券

投資信託
投資家から集めたお金を1つの大きな資金にして、運用のプロが複数の株式や債券などに投資するしくみ

株式
株式会社が事業資金を集めるために発行する有価証券

生命保険（貯蓄性商品）
負担した保険料を財源として保険金等を受け取ることができる商品

長期運用を前提とした安定的な資産形成が可能

資産形成ポートフォリオに「明治安田の資産形成シリーズ」を組み込むことで、リスクを抑え、安定した収益が期待できます

※生命保険（貯蓄性商品）も、商品特性によって安全性・収益性は異なります。

参考 株式や投資信託等を活用した資産形成の方法
資産形成を支援するために、得られた利益を非課税とするNISA・iDeCoという制度があります

詳細は P.32

資産形成をはじめたいけど、
途中でお金が必要になるかもしれないな…

生命保険は、長期運用を大前提としていますが
いざというときには、(一部)解約することで
返戻金をお受け取りいただけます

福ちゃん先生解説

生命保険(貯蓄性商品)は、「10年以上の長期運用」を前提としています。
長期間ご継続いただいた場合、魅力的な受取率が期待できます。

解約時の返戻金の推移イメージ図

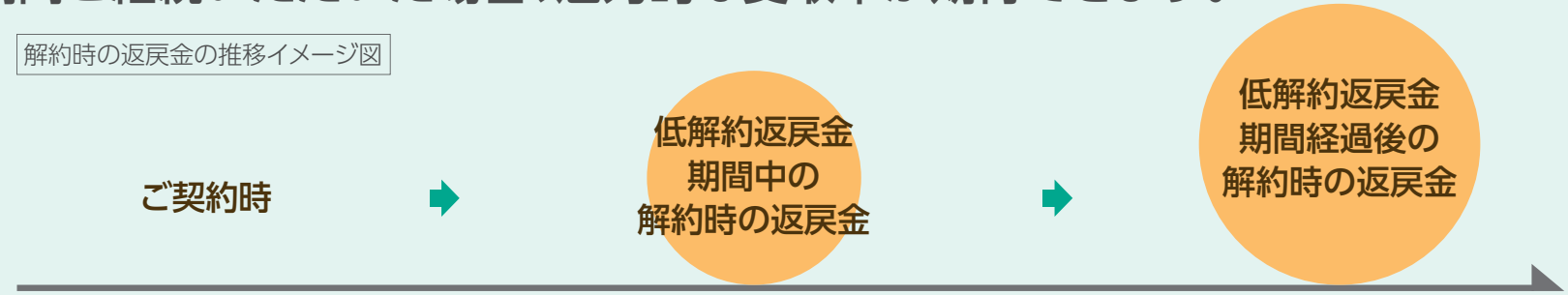

この保険は、ご契約後一定期間内(第１保険期間のみ。最長15年)に解約された場合などの米ドル建ての返戻金額を低く設定しています。そのため、この期間内に解約された場合などの返戻金額は、積立金額を下回ります。また、この期間内に解約時の返戻金等を円でお受け取りいただく場合は、為替レートの変動により円でお払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。

※米ドル建ての金額の推移を表示しています。
※解約返戻金額の推移は、ご提案書をご確認ください。

積立金マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

特徴 2

「長期運用のプロ集団」として「魅力的な受取率」を実現

生命保険は長期のご契約を前提としているため、保険会社は長期的な視点で運用を行なうことができます。
明治安田は、お客さまからお預かりした保険料を、「長期運用のプロ集団」として大きな規模で運用し、
時間をかけて安定的に増やします。

イメージ

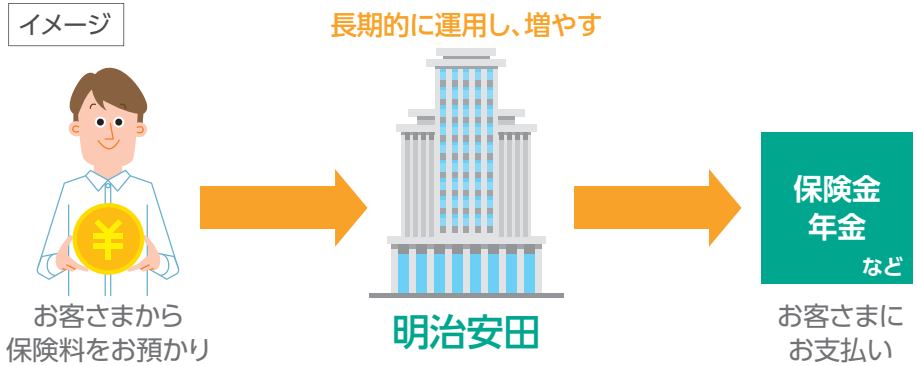

魅力的な受取率

長期のご契約を前提に高い 予定利率 を設定することができるため、
ご契約を長期にご継続いただいた場合の受取率が高くなることが期待できます。

さらに

さまざまな経営努力から生まれる「剰余金」を
「契約者配当」としてお客さまに還元しています(注1)。

(注1)決算実績によっては、お支払いできない場合もあります。

明治安田の長期運用の強み

機関投資家として、大きな規模で運用しています。
長期的な視点で市場のトレンドやリスクを把握し、
多様な資産にバランス良く投資することで、
長期的・安定的に収益を獲得することができます。

運用資産額 約47兆円 (2023年度末時点)

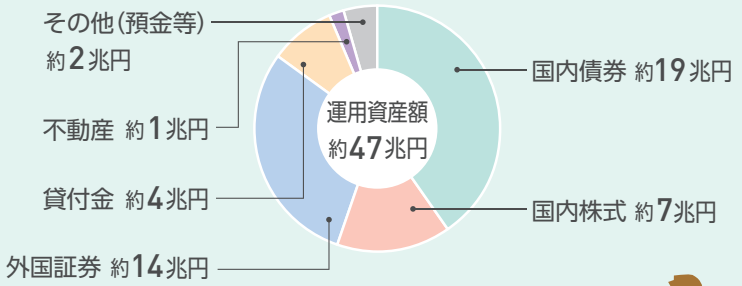

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

特徴 3

「専属の担当者」によるアフターフォロー

長期にわたる資産形成にお客さま専属の担当者であるMYリンクコーディネーターが寄り添い、
ご要望にあわせてアフターフォローをご提供します。

明治安田の Shoulder to Shoulder（ショルダー トゥ ショルダー）
――お客さまに寄り添う――

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するために
いつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

情報提供

- **資産形成に関する情報を知りたい**
- **ご契約内容について知りたい**

など

各種サポート

- **お客さま専用サイト「MYほけんページ」**での各種のお手続きをサポートします

お客さま専用サイト MYほけんページ

MYほけんページ上で、ご契約内容や解約返戻金等の金額をご確認いただけます。
お手続き方法等でご不明な点がございましたら、
MYリンクコーディネーターまでお気軽にお問い合わせください。

詳細は P.27-28

- **「契約者手続サポート制度」**でもしものときも安心です

「保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）」を付加することにより、ご契約者がご契約に関するお手続きの
意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

詳細は P.36

MYリンクコーディネーターとともに、
事務サービス・コンシェルジュがきめ細やかなアフターフォローをご提供します

担当のMYリンクコーディネーターまでLINE・電話等でお気軽にお問い合わせください

コミュニケーションセンターも設置しておりますのであわせてご利用ください。

詳細は P.27-28

これからもずっと、
豊かで充実した人生を
送っていただくための
ご準備はされていますか?

明治安田は、
お客さまの資産づくりの
お手伝いをさせていただきます。

将来とお金のことについて
一緒に考えてみませんか？

ご自身や大切なご家族が
充実した人生を送るために、
いくらかかるかご存じですか？

教育

幼稚園～大学まで

全て公立の場合　**約1,037万円**

全て私立の場合　**約2,556万円**

学費以外にも習い事や海外留学費用など、
お子さまの将来をできるだけ支援したい。

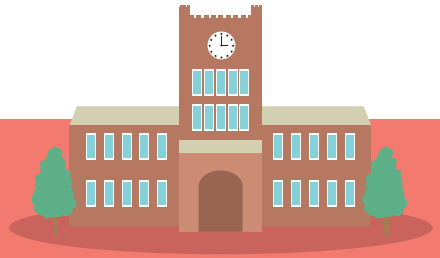

P.50 出典A

老後を楽しむ

老後のゆとりのために必要と考える上乗せ額　**約177万円**
（日常生活費を除く。1年分）

海外旅行の年間平均費用　**約30万円**

リタイア後、やりたいことを楽しむために、
現役時代から少しずつ準備したい。

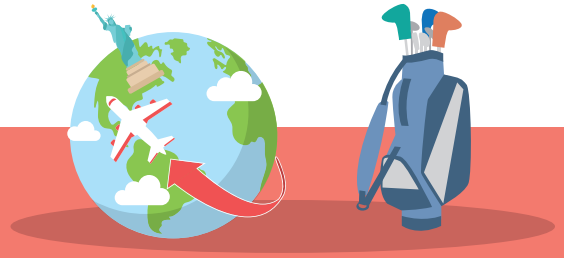

P.50 出典B 出典C

お子さま

結婚資金
結納・婚約～新婚旅行までにかかった費用

マイホーム購入
建売住宅購入時の手持ち金

お子さまのいくらか

ムリなく始めたい。でもふやしたい。
そんなあなたにおすすめしたい商品があります。

への資金援助

約456万円

約317万円
（購入価額 約3,719万円）

新しい生活に向けて、
援助してあげたい。

P.50 出典D 出典E

ご家族にのこす

納税資金

相続税の課税対象となった
被相続人1人あたりの相続税額

約1,855万円

大切なご家族に資産をのこすため、
相続対策も計画的に行ないたい。

P.50 出典F

まずは始める

金融資産目標残高
（中央値）
約1,500万円

将来使うことも
リフォーム費用
約206万円

今は具体的な目的はなくても、
将来の安心のために資産づくりを始めたい。

P.50 出典G 出典H

外貨で資産づくりをされる
方が増えています。
なかでも米ドルが
選ばれるのには
理由があります。

米ドルが選ばれる理由①

米国の金利は、長期間にわたり日本よりも高い水準を維持

日米の長期金利の推移（10年国債利回り）

Bloombergのデータに基づき当社作成

米ドルが選ばれる理由②

世界から信頼される「基軸通貨」

米ドルは世界一の流通量を誇り、価値が安定しているため、
世界の基軸通貨として各国通貨の価値基準となっており、
投資対象としても人気があります。

外貨準備における通貨別シェア

**各国の通貨当局（日本では財務省、日本銀行等）が保有している
外貨準備資金でも米ドルは高い割合を占めています。**

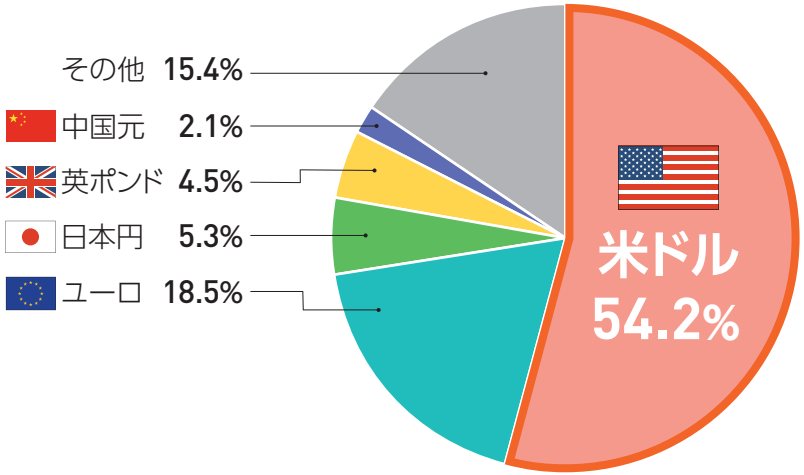

出典：IMF（国際通貨基金）
「Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserves」（2024年3月）

P.11-12の記載は、情報提供を目的としたものであり、
将来の見通しを保証するものではありません。また、特定の通貨を推奨するものでもありません。

「外貨建商品は不安」と
お考えの方も、この機会に
ぜひご検討ください。

外貨建商品のご提案にあたり

**明治安田は
3つのことを
お約束します。**

- リスクを しっかり お伝えします。
- リスクとの 付き合い方を お伝えします。
- アフター フォローで 支えます。

明治安田は、「つみたてドル建終身」をご提案します。

第１保険期間

ためる

コツコツ円でお払い込み、米ドルを積み立て

くわしくは P.19-20

この保険は、米ドル建ての終身保険です

この保険は米ドル建ての商品のため為替リスクがあります。

この保険における為替リスクは、
ご契約者または死亡保険金受取人が負います。

この保険は、第２保険期間のお受取額を大きくするため、低解約返戻金期間を設定しています。

くわしくは P.41-42

この保険における 入金用為替レート（円→ドル）(注1)・支払用為替レート（ドル→円）(注2)が適用される基準日については、P.35-36をご確認ください。

<イメージ図>

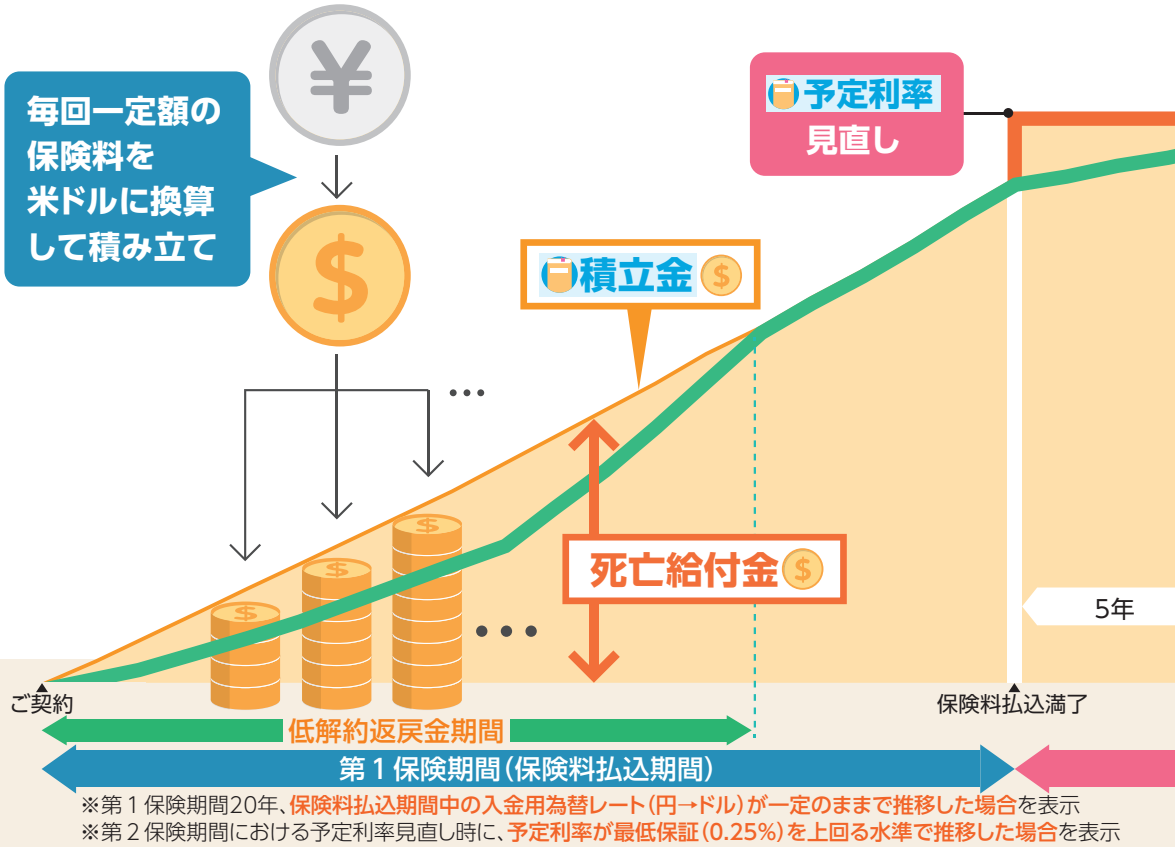

※第１保険期間20年、保険料払込期間中の入金用為替レート（円→ドル）が一定のままで推移した場合を表示
※第２保険期間における予定利率見直し時に、予定利率が最低保証（0.25%）を上回る水準で推移した場合を表示

(注1)「入金用為替レート(円→ドル)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。
(注2)「支払用為替レート(ドル→円)」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。
お客さまにご負担いただく諸費用については、P.40-41をご覧ください。

第２保険期間

のこす・うけとる

ご検討の際には
当社ホームページ（裏表紙参照）にて
シミュレーションをご確認いただけます。

魅力的な受取額・
3つのお受取りバリエーション

くわしくは P.21-26

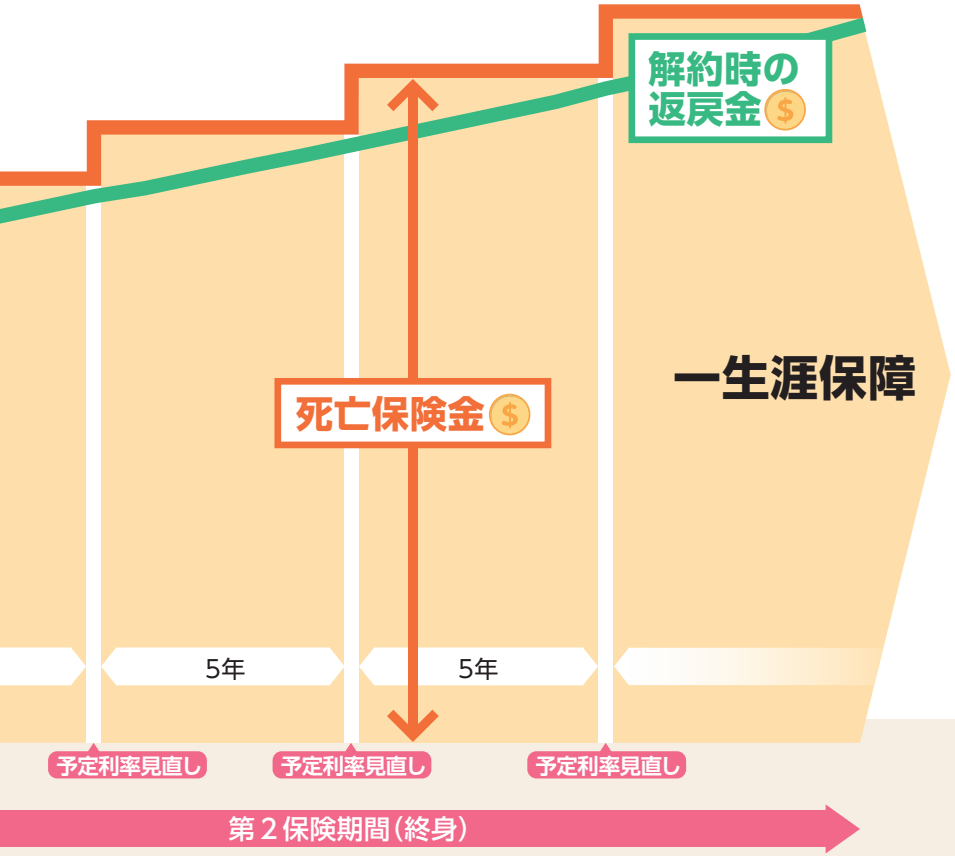

継続して

❶ご家族にのこす

万一の場合、死亡保険金として、
ご家族が一時金でお受け取り
いただけます。

米ドル または 円で

くわしくは P.21-22

解約して（注3）

❷一時金でうけとる

返戻金を一時金で
お受け取りいただけます。

米ドル または 円で

くわしくは P.23-24

❸年金でうけとる（注4）

返戻金をもとに、
一時払いで個人年金保険に
ご加入いただくことにより、
年金でお受け取りいただけます。

円のみ

くわしくは P.25-26

（注3）解約した時点で、ご契約は消滅します。
（注4）円でお受け取りいただいた解約時の返戻金をもとに、
当社取扱い予定の「5年ごと配当付一時払個人年金保険」にご加入いただく必要があります。
解約時の返戻金額や、「5年ごと配当付一時払個人年金保険」にご加入いただくときの
年齢等によっては、お取扱いできない場合があります。

為替リスクについて、ご理解ください。

毎回の保険料(円)を米ドルに換算する際の入金用為替レート(円→ドル)や、保険金等を円でお受け取りいただく際の支払用為替レート(ドル→円)は日々変動するため、右記の為替リスク例①②のような為替リスクがあります。
この保険における為替リスクは、ご契約者または死亡保険金受取人が負います。

為替リスクとは

為替レートの変動によって、円を外貨に換算したり、外貨を円に換算したときの価値が変動することにより、差損(差益)が生じることをいいます。

為替リスク例① 円から米ドルへ換算するとき

円でお払い込みいただいた保険料を、米ドルに換算して積み立てる場合

保険料の米ドル換算金額(注1)は、お払込みのつど変動(増減)します。そのため、この保険の積立金額は、毎回の保険料(円)をご契約時の入金用為替レート(円→ドル)で試算した積立金額を下回るおそれがあります。

例えば10,000円を米ドルに換算するとき

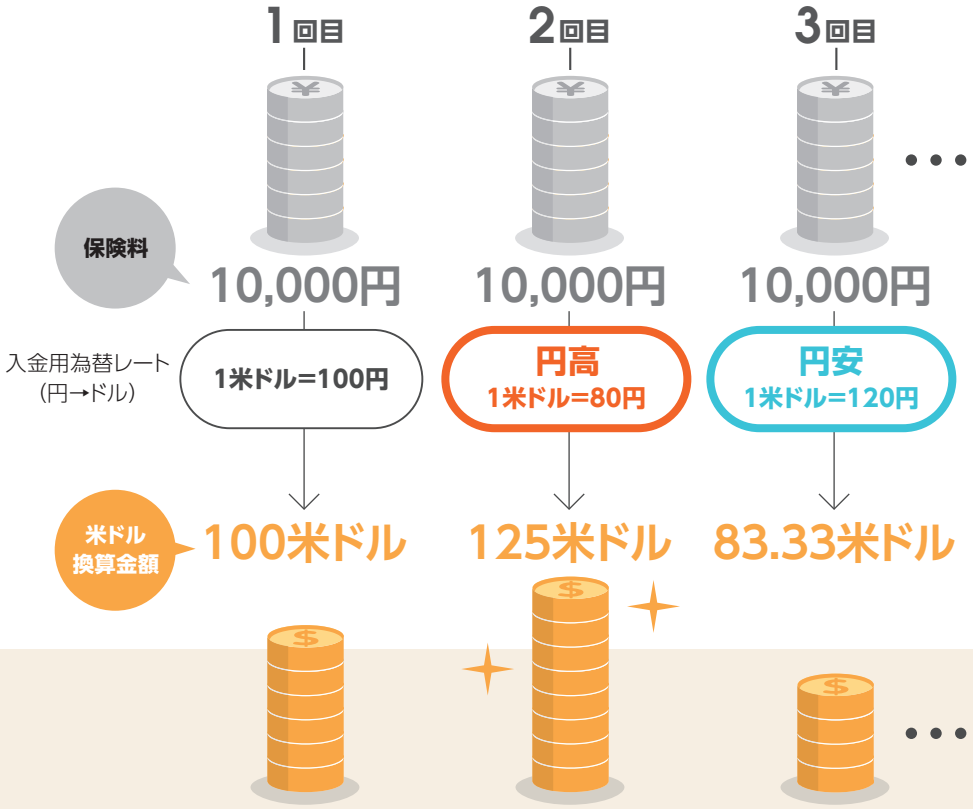

(注1)「保険料の米ドル換算金額」は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「保険料を米ドルに換算した金額」と表記しています。

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

為替リスク例② 米ドルから円へ換算するとき

死亡保険金や解約時の返戻金等を円で受け取る場合

円でのお受取額は、お受取時の支払用為替レート（ドル→円）により変動します。そのため、円でのお受取額が、ご契約時の支払用為替レート（ドル→円）で円換算した保険金額等を下回るおそれがあります。さらに、円でお払い込みいただいた保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれもあります。

例えば20,000米ドルを円に換算するとき（保険料払込累計額180万円の場合）

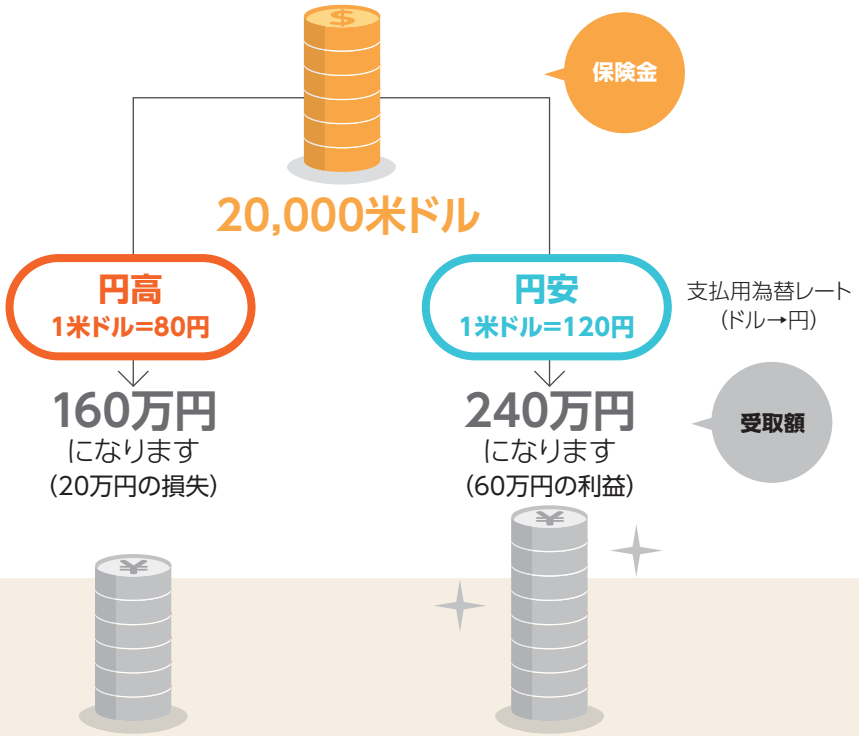

円安 日本円の価値が海外の通貨に対し**安く**なることです。

円高 日本円の価値が海外の通貨に対し**高く**なることです。

動画でチェック!
当社ホームページ（裏表紙参照）にて
この保険の**為替リスク**について、
解説した動画をご確認いただけます。

この保険における入金用・支払用為替レートには、あらかじめ為替手数料が含まれているため、為替レートに変動がない場合でも、円でのお受取額が保険料の累計額を下回る場合があります。

為替手数料については、P.41をご覧ください。

リスクのくすり

「長期間」、「一定額の円」を米ドルに換算して積み立てることにより、

時間分散

「長期間」少しずつ米ドルを購入することで、一般的に購入価額が平均化されるため、
一括で購入する場合に比べ、為替変動の影響を軽減させる効果が期待できます。

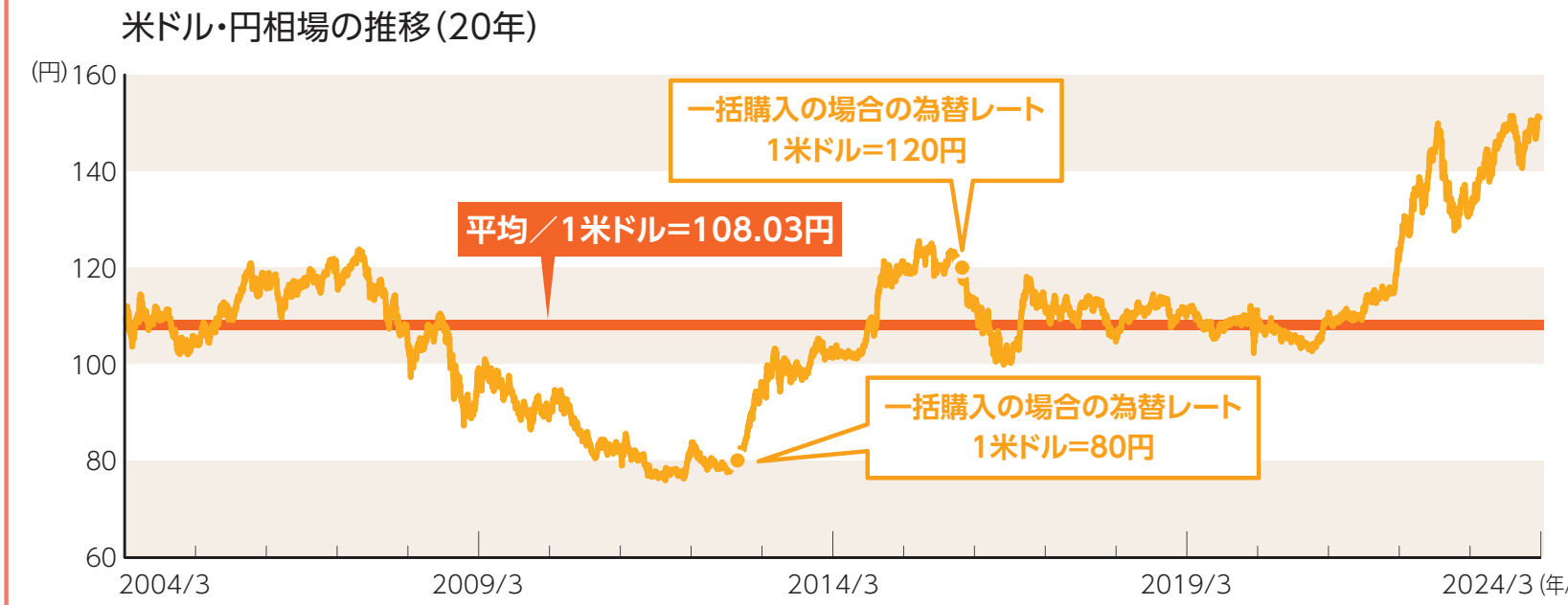

Bloombergのデータに基づき当社作成

※上記は、為替相場の動きをふまえた一般的な考え方を示すものであり、
これによって為替リスクが軽減されることを保証するものではありません。

為替リスクの軽減効果が期待できます。

ドルコスト平均法（定額購入法）

毎回「一定額の円」で米ドルを購入することで、毎回「一定額の米ドル」を購入する場合に比べ平均購入単価を抑え、同じ円でより多くの米ドルを購入する効果が期待できます。

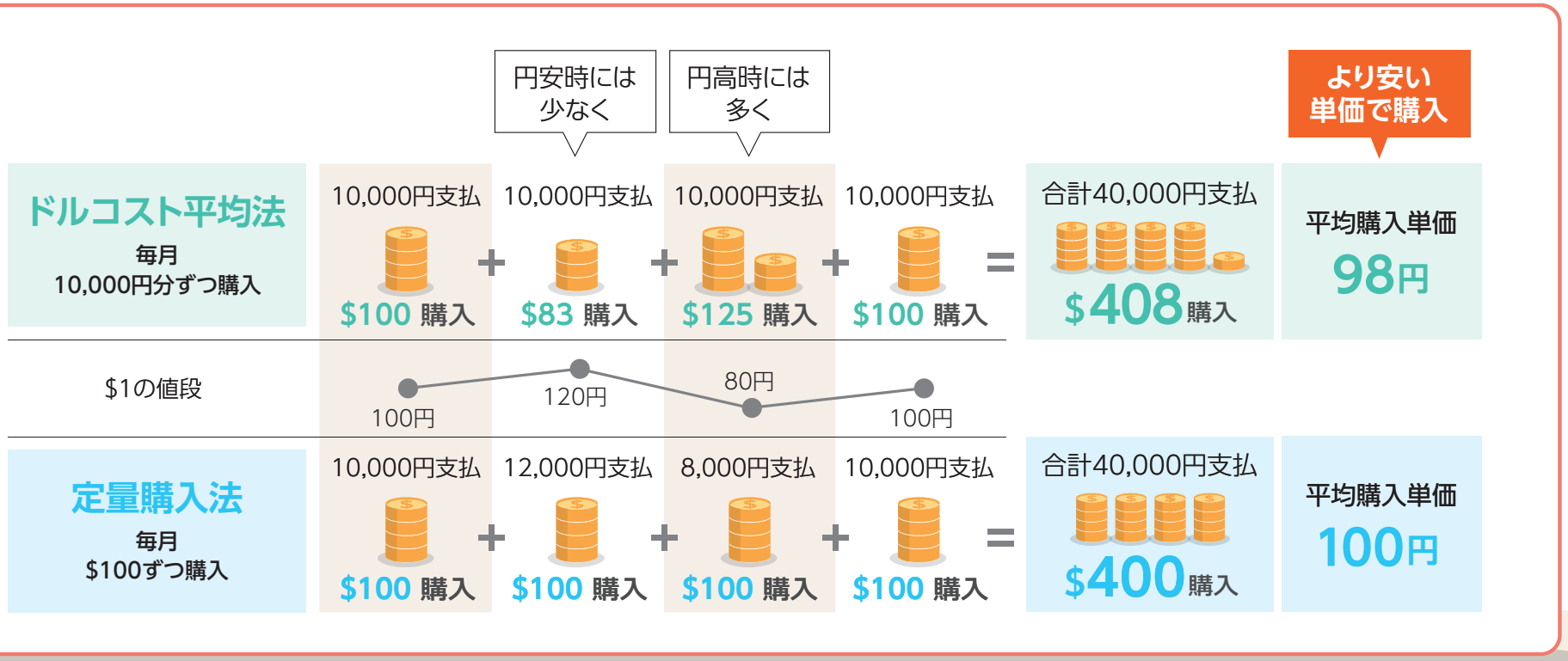

※米ドル購入金額は1米ドル未満、平均購入単価は円未満を四捨五入して表示しています。
※上記の数値は、実際の為替の動きとは無関係です。
※上記は、米ドル購入にあたり、円での一定金額の定期購入の平均購入単価が、米ドルでの一定金額の定期購入に比べて低くなることの一例であり、将来の収益を保証するものではありません。また、米ドルを購入したあとの為替リスクを軽減させるものでもありません。

第１保険期間

ためる

保険料と
保険料払込期間を設定し、
円より利回りの高い米ドルで
運用しながら積み立てます。

- 毎回一定額の保険料を**円でお払い込みいただき**、
  その金額を米ドルに換算して積み立てます。
- **積立金**は、**契約日**の**予定利率**で運用されます。
- 保険料払込期間は、
  10年～30年（5年ごと）で設定できます。
- **第２保険期間のお受取額を大きくするため**、
  死亡給付金を積立金額までに抑え、ご契約後一定期間内に
  解約された場合の返戻金額を低く設定しています。

<イメージ図>

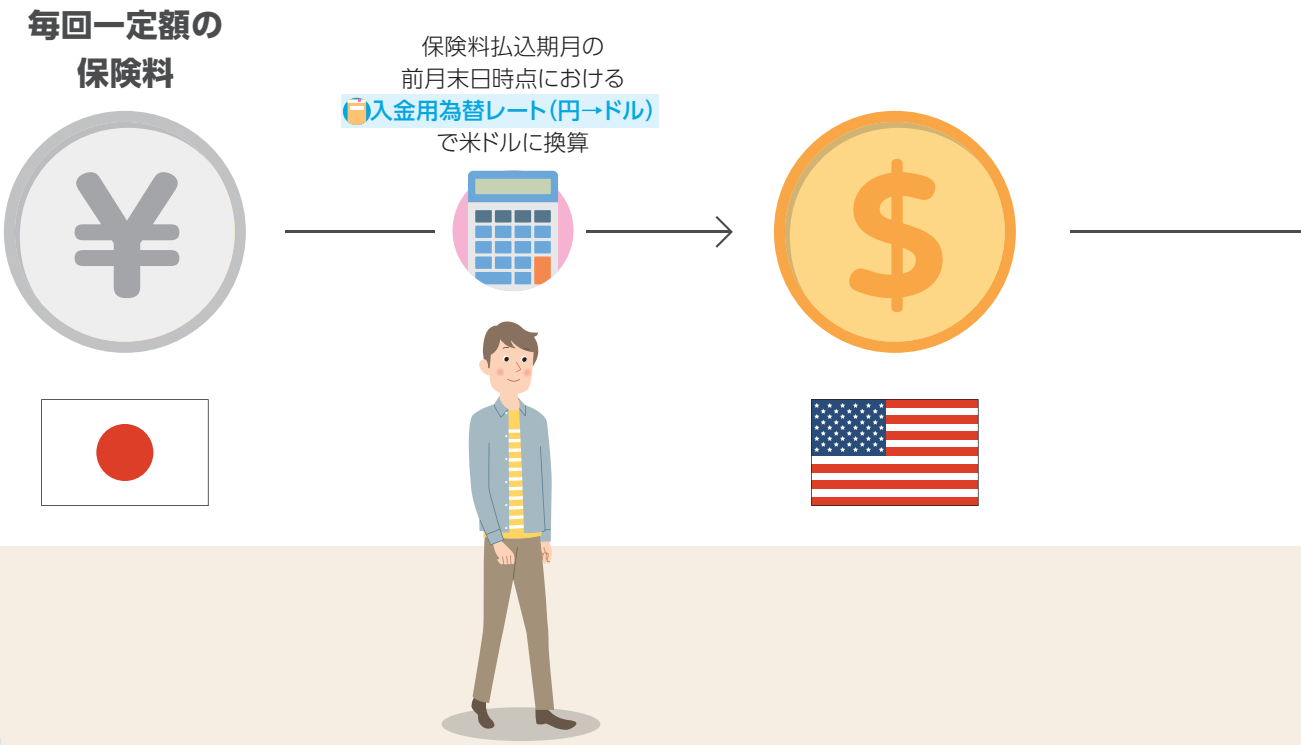

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

リスクのくすり

入金用為替レート（円→ドル）の
変動により、保険料の米ドル換算金額は
毎回変動（増減）します。
（積立金額は、ご加入時には確定しません）

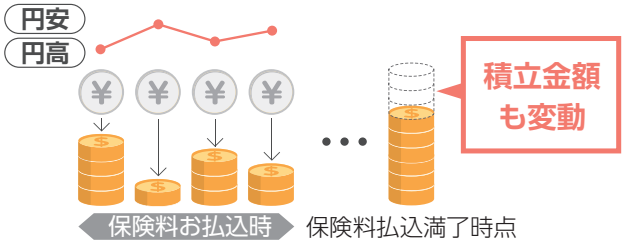

でも

「長期間」、「一定額の円」を米ドルに換算して積み立てることにより、
為替リスクの軽減効果が期待できます。

くわしくは P.17-18

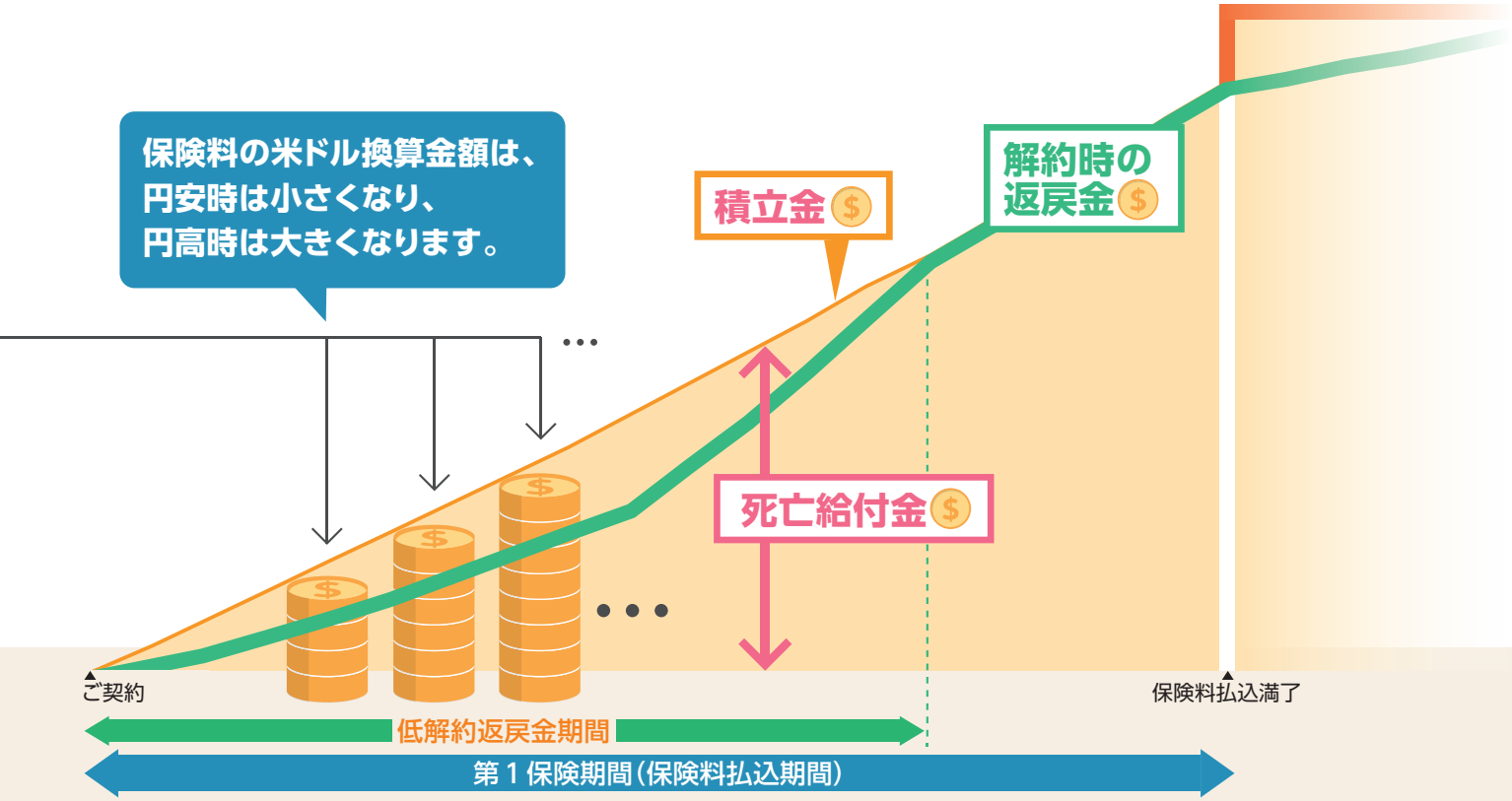

※第１保険期間20年、保険料払込期間中の入金用為替レート（円→ドル）が一定のままで推移した場合を表示

死亡給付金 について

保険料払込期間中に被保険者が亡くなられた場合は、積立金額を死亡給付金としてお受け取りいただけます。

※災害による死亡の場合は、死亡給付金額の1.1倍をお受け取りいただけます。

死亡給付金額は米ドルで確定し、米ドルまたは円でお受け取りいただけます。

低解約返戻金期間 について

この保険は、ご契約後一定期間内（第１保険期間のみ。最長15年）に解約された場合などの米ドル建ての返戻金額を低く設定しています。そのため、この期間内に解約された場合などの返戻金額は、積立金額を下回ります。
また、この期間内に解約時の返戻金等を円でお受け取りいただく場合は、為替レートの変動により円でお払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。

くわしくは P.41-42

次に「のこす・うけとる」を見てみましょう

① ご家族にのこす
② 一時金でうけとる
③ 年金でうけとる

第２保険期間:受取方法①

ご家族にのこす

米ドル建ての
一生涯の死亡保障で
万一に備えることが
できます。

- 保険料払込満了後は、
  米ドル建てで一生涯の死亡保障がご準備いただけます。
- 死亡保険金額は、**第２保険期間開始日**および
  以後5年ごとに見直される予定利率により、変動します。

<イメージ図>

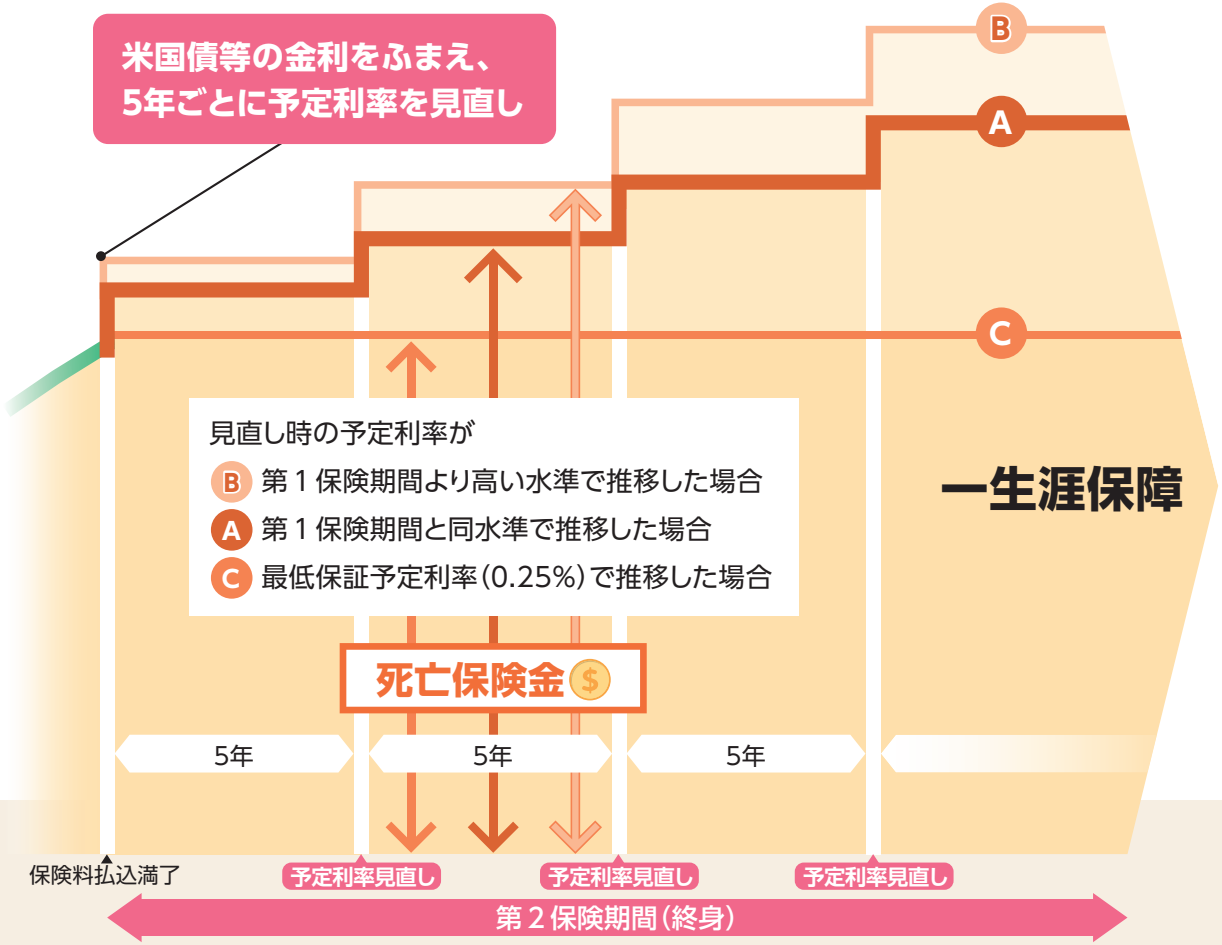

予マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

予定利率と死亡保険金について

- 見直し時の予定利率により、**以後5年間の米ドル建ての死亡保険金額（5年間一定）**が決まります。
- 予定利率が高いほど、死亡保険金額は大きくなります。

第２保険期間の予定利率には最低保証（0.25%）があります。

- 金利情勢が悪化しても予定利率が0.25%を下回ることはありません。

[最低保証予定利率（0.25%）で推移した場合]

死亡保険金 $ は、第２保険期間開始日時点の金額のまま、増加しません。

最低保証予定利率（0.25%）を上回ると、死亡保険金額は増加します。

- 一度増加した死亡保険金額が減ることはありません。

[5年目より10年目の予定利率が下がった場合]

死亡保険金 $ は、❶より❷の増加額が少なくなります。

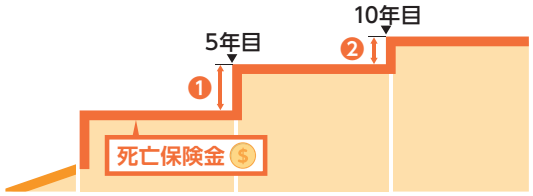

死亡保険金

- 万一の場合、死亡保険金をお受け取りいただけます。
  ※災害による死亡の場合は、死亡保険金額の1.1倍をお受け取りいただけます。
- 死亡保険金額は米ドル建てで確定し、支払用為替レート（ドル→円）をみながら、米ドルまたは円でお受け取りいただけます。

受取方法	えらべる通貨
一時金のみ	米ドル または 円で

円でお受け取りいただく場合、請求書類が当社に到達した日の支払用為替レート（ドル→円）により、お受取額が決まります。

生命保険と相続のはなし

税務の取扱いについては、2024年11月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

生命保険にご加入いただくと相続税の課税対象が少なくなります。

相続税の非課税限度額は以下のように計算します

死亡保険金を受け取る場合の計算式（相続税法第12条）

相続税の非課税限度額 ＝ 500万円 × 法定相続人の数

※ただし、契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合

相続人が妻と子2人の場合

相続税の非課税限度額

500万円×3人＝1,500万円

例えば
上記相続人が「死亡保険金」を2,000万円受け取った場合

死亡保険金 2,000万円 → 課税対象 500万円

そのほかにも、生命保険ならではの特徴があります

受取人を指定できます

受取人を指定することで、必要な人に直接資産をのこすことができます（注1）。死亡保険金は受取人固有の財産であり、相続放棄をしても受け取ることができます（注2）。

（注1）受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

（注2）相続を放棄した場合は相続人とはみなされないため、生命保険金の非課税限度額の適用を受けることはできません。

相続発生後速やかに死亡保険金をお受け取りいただけます

死亡保険金は、原則として遺産分割協議の対象とはならない（注3）ため、当面の生活資金や納税資金に活用することができます。

（注3）相続人の間に著しい不公平が生じる場合には受取人固有の財産とみなされない可能性があります。

※死亡保険金は相続税法上ではみなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。

第２保険期間:受取方法②

一時金でうけとる

将来解約して、
返戻金を一時金で
お受け取りいただくことも
できます。

- 保険料払込満了後は、**いつでも**解約して
  ご自身で返戻金をお受け取りいただくことができます。
  ※解約した時点で、ご契約は消滅します。
- 解約時の返戻金額の増加率は、**第２保険期間開始日**および
  以後5年ごとに見直される予定利率により、変動します。

<イメージ図>

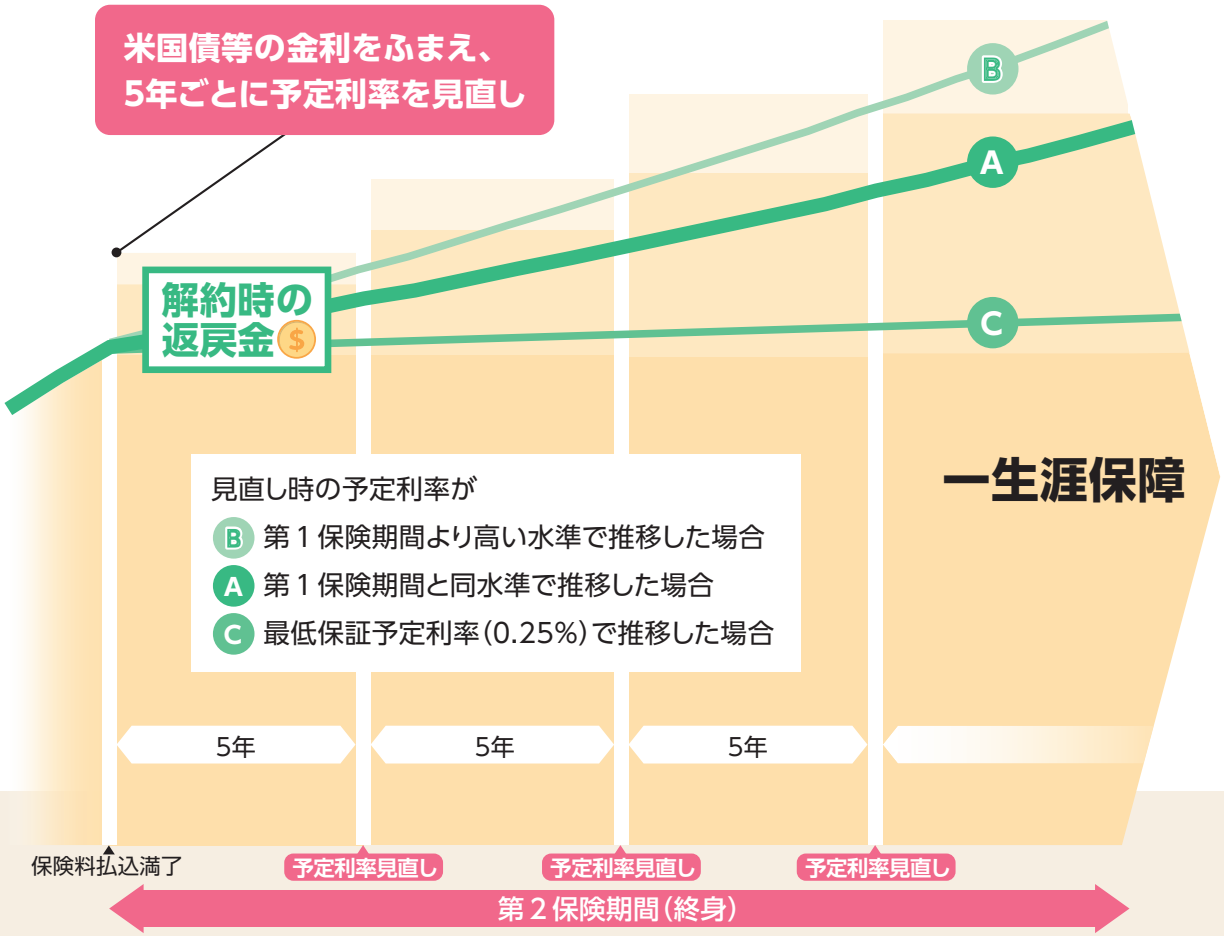

予定利率マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

予定利率と解約時の返戻金について

- 見直し時の予定利率により、**以後5年間の解約時の米ドル建ての返戻金額（毎月増加）**が決まります。
- 予定利率が高いほど、解約時の返戻金額の増加率は大きくなります。

第２保険期間の予定利率には最低保証（0.25%）があります。

- 金利情勢が悪化しても予定利率が0.25%を下回ることはありません。

［最低保証予定利率（0.25%）で推移した場合］

解約時の返戻金 は、緩やかに増加します。

最低保証予定利率（0.25%）を上回ると、解約時の返戻金額の増加率は大きくなります。

- 一度増加した解約時の返戻金額が減ることはありません。

［5年目より10年目の予定利率が下がった場合］

解約時の返戻金 は、❶より❷の増加率が小さくなります。

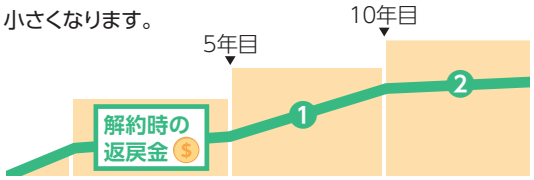

解約時の返戻金

- 解約時の市場価格調整はないため、解約時の市場金利によって、米ドル建ての返戻金額が変動することはありません。
- 解約時の返戻金額は米ドル建てで確定し、支払用為替レート（ドル→円）やお客さまの目的等に応じて、米ドルまたは円でお受け取りいただけます。

受取方法	えらべる通貨
一時金のみ	米ドル または 円で

円でお受け取りいただく場合、請求書類が当社に到達した日、または当社のお客さま専用サイト（MYほけんページ）やお電話にてお手続きが完了した日の支払用為替レート（ドル→円）により、お受取額が決まります。

お受取例

円安のタイミングだから
¥で受け取ろう

お子さまの教育資金として必要なときに
¥で受け取ろう

海外旅行に行くときに一部だけ解約して
$で受け取ろう

リスクのくすり

円でお受け取りいただく場合、保険料払込期間中の入金用為替レート（円→ドル）の平均よりも円高時に円に換算すると、円でお払い込みいただいた保険料の累計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

でも

より円安のタイミングで解約することで、お受取額は大きくなります。

当日の返戻金額等はお客さま専用サイト「MYほけんページ」にてご確認いただけます。

くわしくは P.27-28

第２保険期間:受取方法③

年金でうけとる

解約時の返戻金をもとに、
一時払いで個人年金保険に
加入することで
年金でお受け取りいただく
こともできます。

- **円でお受け取りいただいた解約時の返戻金**をもとに、**新たに「5年ごと配当付一時払個人年金保険」に加入する**ことで、年金としてお受け取りいただけます。
- **年金種類・据置期間**をお選びいただけます。

年金種類・据置期間	通貨
5年確定年金（据置期間:1～10年） 1年　2年　3年　4年　5年	¥ 円のみ
10年確定年金（据置期間:1～10年） 1年　2年　…　8年　9年　10年	
10年保証期間付終身年金（据置期間:0～10年） …　…　…一生涯 ←保証期間10年→	

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

「5年ごと配当付一時払個人年金保険」について

●「つみたてドル建終身」の第2保険期間開始日以降、
円でお受け取りいただいた解約時の返戻金をもとに、一時払いで保険料をお払い込みいただき、
「確定年金（5年・10年）」または「10年保証期間付終身年金」をお受け取りいただく保険です。

<しくみ図>

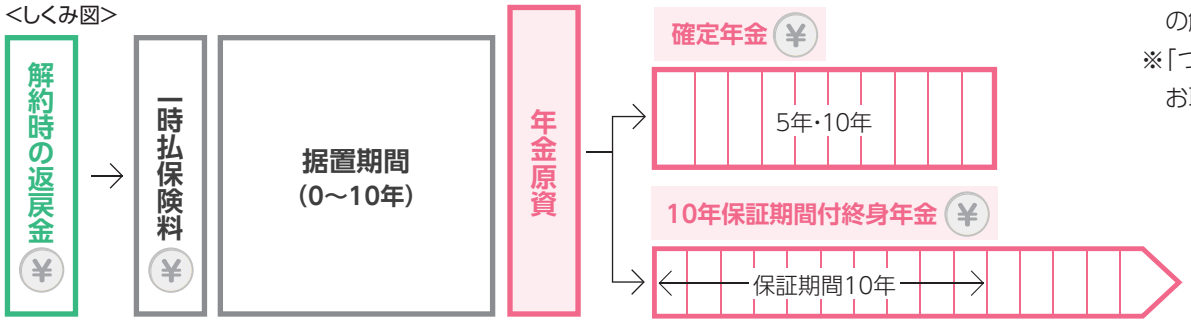

2029年3月からお取扱い予定です。

※円でお受け取りいただいた「つみたてドル建終身」の解約時の返戻金額の範囲内でお取扱いします。
※「つみたてドル建終身」と同一のご契約者に限り、お取扱いします。

●年金の種類によって、お取扱いに制限があります。

年金種類	据置期間	最低年金年額	契約年齢	年金開始年齢
5年確定年金	1～10年	基本年金年額30万円以上	10歳～92歳	11歳～93歳
10年確定年金			10歳～87歳	11歳～88歳
10年保証期間付終身年金	0～10年		50歳～80歳	50歳～90歳

10年保証期間付終身年金とは

年金開始日以後、生存している間、定額の年金を生涯にわたってお受け取りいただけます。保証期間（10年）中に被保険者が死亡された場合、保証期間中の未払年金の現価をお受け取りいただけます。
死亡された時期によっては、年金のお受取総額が一時払保険料を大きく下回る場合があります。

●「つみたてドル建終身」を解約して円でお受け取りいただく際の返戻金額や、「5年ごと配当付一時払個人年金保険」に加入するときの年齢等によっては、お取扱いできない場合があります。
●年金額の基準となる基本年金年額は、「5年ごと配当付一時払個人年金保険」の一時払保険料を基準にして、ご加入時点における率（予定利率、予定死亡率等）により計算します。
したがって、基本年金年額は「つみたてドル建終身」のご加入時点で定まるものではありません。
●「5年ごと配当付一時払個人年金保険」の予定利率(注1)は、0.10%を下回ることはありません。
●市場金利情勢等によっては、お取扱いの内容が変更となる場合があります。

(注1)この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。
適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

ご加入後も、MYリンクコーディネーターが、
お客さまに寄り添った「Shoulder to Shoulder（ショルダー トゥ ショルダー）」のアフターフォローをご提供します

MYリンクコーディネーターが、毎年の**ご契約内容の確認、各種お手続きのご案内**などを行ないます。

解約のお手続きは、当日の当社所定の 支払用為替レート（ドル→円） で即時にお手続きを完了させるため、MYほけんページまたはお電話で承っております。そのため、MYリンクコーディネーターが書類をお預かりするお手続きは取扱いしておりません。ご了承ください。

定期点検

「気付かなかった」ということがないよう、毎年、ご契約内容を点検します

- ご契約内容のご説明・ご確認
- 保険金等のご請求有無のご確認

お手続きサポート

各種のお手続きを完了までサポートします

- 死亡保険金のご請求
- 保険料払込期間中の保険料の減額
- ご住所・お受取人さまの変更　など

その他、健康増進につながるイベント等の情報をご提供します。

※これらのサービス・取扱条件は、2024年12月現在のものであり、将来変更される場合があります。

WEBサイトや**お電話**でもお申し出を受け付けています。

MYほけんページ

当社のお客さま専用サイトにご登録いただくと、
ご契約内容の照会や一部のお手続き、
書類のご請求ができます。

電話

コミュニケーションセンターにて、支払用為替レート（ドル→円）のご照会や各種お手続きを受け付けています。

「外貨建保険のお問い合わせ窓口」

携帯OK 0120-453-860（ようこそ ハロー）

月曜～金曜 …… 9:00～18:00
土曜 …… 9:00～17:00
（いずれも祝日・年末年始を除く）

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

明治安田の Shoulder to Shoulder（ショルダー トゥ ショルダー）
——お客さまに寄り添う——

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するために
いつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

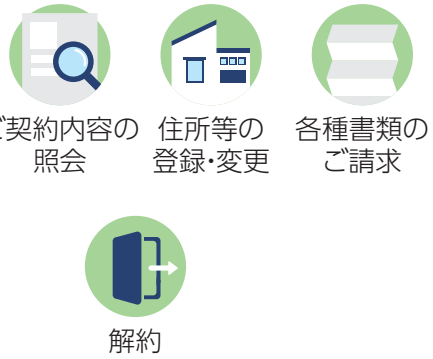

MYほけんページでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即時にできます

〈当日の支払用為替レート（ドル→円）でのお手続可能時間〉

月曜～金曜 …… 10：30頃（注1）～23：00（祝日・年末年始を除く）

ご準備いただくもの	必要な事前登録
●MYほけんページID または保険証券番号 ●ログインパスワード	●送金口座 ●ワンタイムパスワード受信用の携帯電話番号

MYほけんページのID、ログインパスワードをお忘れの場合は、MYほけんページのログイン画面からIDの再発行、ログインパスワードの再登録をしてください。

コミュニケーションセンターでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即時にできます（注2）

〈当日の支払用為替レート（ドル→円）でのお手続可能時間〉

月曜～金曜 …… 10：30頃（注1）～18：00（祝日・年末年始を除く）

ご準備いただくもの	必要な事前登録
●保険証券番号 ●本人確認用の暗証番号（4桁） ※ご登録された暗証番号はお忘れにならないよう大切に管理してください。	●送金口座 ●本人確認用の暗証番号（4桁） ●MYほけんページのログインパスワード ※MYほけんページIDが無効である場合はお手続きができません。

暗証番号をお忘れの場合は、当社ホームページのMYほけんページ「新規登録」から、MYほけんページIDを再発行のうえ、暗証番号を再登録してください。

（注1）当日の支払用為替レート（ドル→円）が反映した後にお手続きが可能となるため、お手続きの開始時刻が変更になる場合があります。
（注2）外貨でのお受け取りによる解約、減額のお手続きは、お客さまからのお申し出受付後、書類でのお手続きとなります。
（注3）第２保険期間中の減額に限ります。保険料払込期間中の保険料の減額はMYリンクコーディネーターが対応します。

各種お手続きでご不明点がございましたら、お気軽にMYリンクコーディネーターまでお問い合わせください。

生命保険の特徴についてご確認ください

生命保険は万一のときの保障をご準備いただくためのものですが、
終身保険や養老保険など保険種類によっては資産形成の機能を備えている貯蓄型保険もあります。
貯蓄型保険は、市場リスクの有無に応じて以下のとおり分類されます。十分にご理解いただいたうえで、ご加入を検討ください。

貯蓄型保険

終身保険や
養老保険などの
資産形成の
機能がある保険

市場リスクがない保険

- ご契約時に、一定期間の保険金・解約返戻金等のお受取額が確定している保険。
- 一定期間をかけてお受取額を着実に増やすことができます。

市場リスクがある保険

- ご契約時に、市場リスクにより保険金・解約返戻金等のお受取額が確定していない保険。
- お受取額が増えることもあれば、減ることもあります。

「市場リスク」とは、為替、金利、株価等の変動により、保険金・解約返戻金等が増減することをいいます。
変額保険や外貨建て保険といった保険種類に応じて以下のリスクがあります。

為替リスク

くわしくは P.15-16

金利変動リスク

市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる市場価格調整を適用するため、解約返戻金額が既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

価格変動リスク

株式・債券等の運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この保険は、「為替リスクがある保険」です。商品のしくみとリスクをご理解のうえ、お申し込みください。

お申込みの際はご家族同席をお願いします

70歳以上のお客さまにはお申込み時に**ご家族同席**のもと、より丁寧に商品の内容をご説明させていただきます。
ご契約内容とリスクについて、ご家族と一緒にご確認いただくことで、より安心・納得のうえでお申し込みいただけます。

- 契約時のご年齢が70歳以上の場合、お申込み時からご家族にも契約内容を知っておいていただくため、ご家族同席での申込手続きをお願いしております。
- また、申込手続きにご家族が同席できない場合は、当社からご家族に直接、契約内容を説明しております。ご家族への説明ができない場合は、当社担当者までお問い合わせください。
- 下記の「ご家族同席での申込手続きの流れ」に沿って、ご対応をお願いいたします。

ご家族同席での申込手続きの流れ

① 申込手続日の日程調整

同席のご家族と申込手続日の日程調整をお願いします。同席のご家族は70歳未満のご家族をおすすめします。

② 同席方法の選択

同席のご家族のご都合にあわせて、対面とオンライン面談からお選びください。

③ 担当者への連絡

同席のご家族について、以下を担当者にお知らせください。

お名前 / ご契約者との続柄 / 連絡先 / ご希望の申込手続日 / 同席方法（対面・オンライン面談）

※ご家族の情報を当社に提供することについて、ご本人にご了解をいただいたうえで、お知らせください。

※成人されているご家族にご同席をお願いします。
※申込手続きにご家族が同席できない場合、当社からご家族に直接、ご契約内容をご説明いたします。

お問い合わせ窓口

申込手続きについて
ご不明な点がございましたら、
担当者または右記お問い合わせ窓口に
お電話ください。

ご高齢のお客さま専用のお問い合わせ窓口

携帯OK **0120-809-127**

専任の担当者がお問い合わせに対してゆっくり丁寧に応対いたします。

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

ご加入後のお取扱いについて、特にご理解いただきたいことがあります。

保険料の変更（減額）について

- 保険料払込期間中は、当社所定の範囲内で、毎回の保険料を減額することができます。
- 保険料払込期間により、お取扱いに制限があります。

保険料払込期間	月掛保険料	新年掛保険料
10年・15年	10,000円以上 (1,000円単位)	120,000円以上 (12,000円単位)
20年・25年・30年	5,000円以上 (1,000円単位)	60,000円以上 (12,000円単位)

●減額した場合も、それまでの積立金は引き続き運用されるため返戻金はありません。
●減額しなかった場合と比較して、保険料払込期間満了時点での積立金額は少なくなります。
●一度減額した保険料を元の金額に戻すことはできません。

保険料減額時の積立金推移（イメージ）

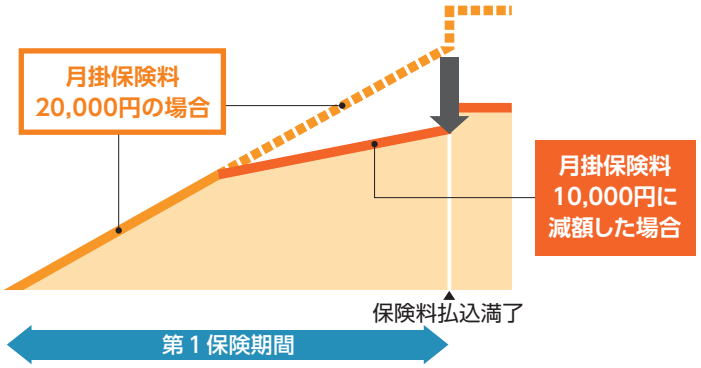

※増額のお取扱いはありません。

保険料のお払込みが遅れた場合

- 保険料払込猶予期間内に、保険料をお払い込みいただくことで、ご契約は継続します。

保険料	猶予期間
第1回保険料	払込期月の翌月1日から末日まで
第2回以降の保険料	払込期月の翌月1日から翌々月の末日まで

- 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合には、猶予期間満了日の翌日にご契約が解除となり、返戻金がある場合はお支払いします。
  ※解除となった時点で、ご契約は消滅します。
- 解除時の返戻金額は、米ドル建てで確定し、解除日からその翌月の末日まで（送金待機期間）は、支払用為替レート（ドル→円）をみながら、米ドルまたは円でお受け取りいただけます。
- 送金待機期間内にご請求がなく、当社所定の条件を満たす場合は、送金待機期間満了日の翌日（注1）にご請求があったものとみなして、その日の支払用為替レート（ドル→円）で円に換算した金額を、「MYほけんページ」に登録された送金口座または保険料振替口座に送金します。

4月分保険料（月掛、第2回以降）のお払込みがなかった場合の例

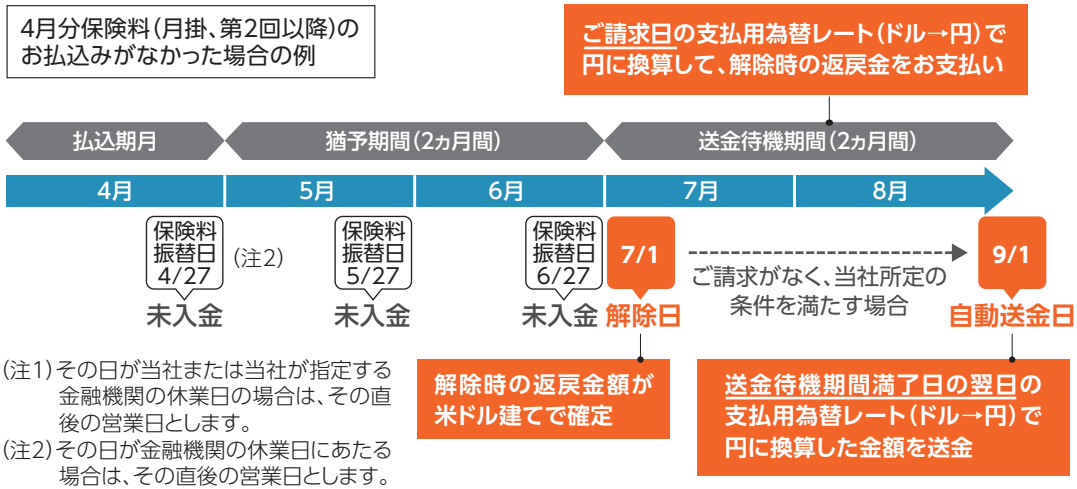

（注1）その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。
（注2）その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の営業日とします。

※失効・復活、自動振替貸付のお取扱いはありません。

積立金マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

コラム NISA・iDeCoについて

資産形成をする際の税制優遇制度として、NISAやiDeCoがあります。
NISAとiDeCoは購入できる商品や投資できる金額等に制限がありますが、利益は非課税で、iDeCoは購入にかかったお金に対する税制優遇もあります。

		NISA		iDeCo (個人型確定拠出年金)
		成長投資枠	つみたて投資枠	ー
概要		NISA口座内で毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる運用益などにかかる源泉分離課税20.315%が非課税になる制度		自分で掛け金と運用方法を決めて年金を積み立てていく制度。引き出しは原則60歳以降。掛け金は全額所得控除の対象、運用益は非課税、受取時にも税制優遇がある制度
対象者		国内に居住する18歳以上の方		国民年金被保険者である20～65歳未満の方
年間非課税投資枠		240万円	120万円	上限81.6万円 (職業、他の年金制度への加入状況により異なる)
非課税期間		無制限		運用期間中
累計非課税投資上限額		1,800万円 (うち成長投資枠1,200万円)		—
運用商品		上場株式、投資信託等	金融庁の基準を満たした投資信託	投資信託・生命保険・預貯金等
元本保証		△(相場変動リスクあり)		△(相場変動リスクあり)
受取額(収益性)		◎(運用次第で増加・減少)		◎(運用次第で増加・減少)
中途解約		○		×(原則60歳まで引き出し不可)
税制優遇措置	拠出時	なし		小規模企業共済等掛金控除 (所定の限度内で全額所得控除)
	受取時	原則として非課税		年金受取:公的年金等控除　一括受取:退職所得控除 (所得税・住民税の課税対象)

契約概要

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

■「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
■「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面 P.48 に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と住所等

■名　称　　明治安田生命保険相互会社
■住　所　　本社　〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-1-1
■連絡先　　TEL 03-3283-8111（代表）
　　ホームページアドレス
　　https://www.meijiyasuda.co.jp/

2. 商品の特徴としくみ

■保険商品の名称（正式名称）
5年ごと配当付利率変動型積立終身保険
（低解約返戻金型・指定通貨建）

■商品の特徴
- この保険は米ドル建ての終身保険です。
- 被保険者が、第 1 保険期間（保険料払込期間）中に死亡したときは、災害死亡給付金または死亡給付金をお支払いし、第 2 保険期間（保険料払込期間満了日の翌日から終身）中に死亡したときは、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いします。
- 毎回の保険料は円によりお払い込みいただきます。
- この保険の積立金は、毎回の保険料（円）を当社所定の為替レートにより米ドルに換算した金額をもとに計算します。為替レートは日々変動しているため、保険料（円）を米ドルに換算した金額は毎回異なります。(注1)
- 第 1 保険期間中の死亡保障や、ご契約から一定期間内に解約された場合などの返戻金を抑制することで、第 2 保険期間のお受取額を大きくしています。
- 第 2 保険期間中は、予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率を上回った場合には、その予定利率計算基準日に死亡保険金額が増加します。(注2)
- （災害）死亡給付金、（災害）死亡保険金、解約時の返戻金等は、米ドルまたは円でお支払いします。

（注1）保険料払込期間満了時の積立金額は、保険料払込期間満了時まで確定しません。
（注2）予定利率計算基準日における被保険者の年齢が 101 歳以上となるときは、その日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は、死亡保険金額は増加しません。

■商品のしくみ

イメージ図

保険料（円）を米ドルに換算するための当社所定の為替レートが保険料払込期間中変動せず、第２保険期間開始日の予定利率が、最低保証予定利率を上回っている場合の例

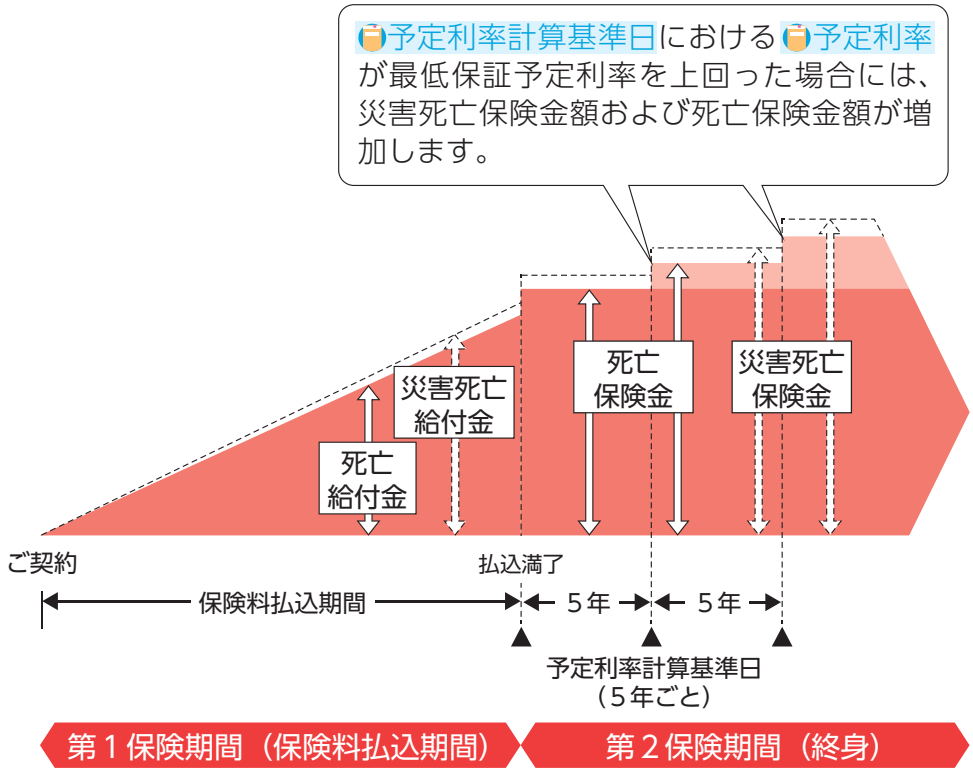

この保険における特に重要な事項については、以下のページをご確認ください。

- 為替リスク　P.39-40
- お客さまにご負担いただく諸費用　P.40-41
- 低解約返戻金期間と返戻金　P.41-42
- 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除）　P.42

3. 保障内容

■保険金等のお支払事由

	保険金・給付金	お支払いする場合	お支払額	受取人
第1保険期間	災害死亡給付金	被保険者が第1保険期間の満了時までに不慮の事故により、その事故の日から180日以内に死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額の1.1倍	死亡保険金受取人
		被保険者が第1保険期間の満了時までに特定感染症により死亡したとき		
	死亡給付金	被保険者が第1保険期間の満了時までに死亡した場合で、かつ、災害死亡給付金が支払われないとき	被保険者が死亡した日の積立金額	
第2保険期間	災害死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に不慮の事故により、その事故の日から180日以内に死亡したとき	被保険者が死亡した日における所定の死亡保険金額(注1)の1.1倍	
		被保険者が第2保険期間中に特定感染症により死亡したとき		
	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡した場合で、かつ、災害死亡保険金が支払われないとき	被保険者が死亡した日における所定の死亡保険金額(注1)	

(注1) 各予定利率計算基準日に、当該予定利率計算基準日における次の(1)～(3)に基づいて、死亡保険金額を計算します。
(1) 積立金額
(2) 予定利率
(3) 被保険者の年齢および性別

- 災害死亡給付金、死亡給付金、災害死亡保険金および死亡保険金は、重複してお支払いしません。
- 災害死亡給付金、死亡給付金、災害死亡保険金または死亡保険金のいずれかをお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金等はありません。

■保険金等をお支払いできない場合

●P.44の「4. 保険金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

■特約

円入金特約（円建保険料固定型）

- 毎回の保険料を円でお払い込みいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます。(注2) なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円で払い込まれた保険料を米ドルに換算した金額をもとにこの保険の積立金が計算されます。
- 米ドルへの換算にあたっては、当社所定の為替レート(注3)を適用します。

米ドルへの換算における当社所定の為替レート

為替レート適用日	適用為替レート(注4)
保険料の払込期月の前月末日(注5)	TTM+25銭

(注2) この特約の解約はできません。
(注3) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するTTS を上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。
(注4) 当社所定の為替レートの算出式（TTM+25 銭）は将来変更される可能性があります。
(注5) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日とします。

円支払特約

●ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金等を円でお受け取りいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます。(注6) なお、追加の保険料は必要ありません。
●円への換算にあたっては、当社所定の為替レート (注7) を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート

項目	為替レート適用日	適用為替レート (注8)
災害死亡給付金、死亡給付金、災害死亡保険金、死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 (注9)	TTM−25 銭
解約時の返戻金等	請求書類が当社に到達した日 (注9) (注10)	

(注6) この特約の解約はできません。
(注7) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するTTB を下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。
(注8) 当社所定の為替レートの算出式（TTM−25 銭）は将来変更される可能性があります。
(注9) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。
(注10) 当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）

●ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人 (注11) が、ご契約者に代わって所定のお手続き（表1参照）を行なうことができます。

表1　所定のお手続き

●住所変更、保険料の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。
ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- ご契約者の変更手続き (注12)
- 保険契約者代理人の変更手続き
- 保険金等の受取人の変更手続き
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

(注11) 保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。
(注12) 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

●ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。

■予定利率

●保険金額等を算出する際の基準となる利率であり、積立金に適用されます。積立金額は、保険契約にかかる費用を差し引いた後の金額のため、毎回の保険料（円）や保険料を米ドルに換算した金額が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

第１ 保険期間	●米国債の金利等をふまえ、毎月1日に当社が設定します。 ●契約日に適用された予定利率が第１保険期間満了日まで継続します。
第２ 保険期間	●予定利率計算基準日（第２保険期間開始日および第２保険期間開始日から5年ごとの年単位の契約応当日（注13））に予定利率を見直し、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用されます。（注14） ●最低保証予定利率（0.25%）を下回りません。

（注13）予定利率計算基準日における被保険者の年齢が 101 歳以上となるときは、その日を「最後の予定利率計算基準日」とします。

（注14）第２保険期間に適用される予定利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

4. お申込みに際して

■為替リスク

●P.39-40 の「為替リスク」をご覧ください。

■主なお取扱い

指定通貨	米ドル
保険料払込期間（第１保険期間）	10 年・15 年・20 年・25 年・30 年 ただし、保険料払込満了時の年齢が被保険者・ご契約者ともに 85 歳以下であること
保険料払込方法（注1）（払込回数／払込経路）	新年掛（注2）・月掛／口座振替扱い
保険料の範囲（単位）	下記参照
保険期間	終身
契約年齢範囲	ご契約者：満 18 歳～満 75 歳 被保険者：0 歳～満 75 歳

保険料の範囲（単位）

保険料払込期間	保険料払込方法（払込回数）	最低保険料（注 3）	最高保険料（注 3）
10 年 15 年	新年掛	120,000 円以上（12,000 円単位）	被保険者の年齢により当社所定の要件があります
	月掛	10,000 円以上（1,000 円単位）	
20 年 25 年 30 年	新年掛	60,000 円以上（12,000 円単位）	
	月掛	5,000 円以上（1,000 円単位）	

告知事項	職業などの告知
主契約の増額・減額	増額：お取扱いしておりません 減額：第２保険期間のみ、最低保険金額5,000 米ドル以上（100 米ドル単位）でお取扱いします
第１保険期間（保険料払込期間）中の保険料の変更	増額：お取扱いしておりません 減額：左記の「保険料の範囲（単位）」に準じてお取扱いします
保険料の前納、契約者貸付、自動振替貸付、失効・復活、延長定期保険・払済保険への変更	お取扱いしておりません

（注1）新年掛から月掛および月掛から新年掛の変更は、年単位の契約応当日のみお取扱いします。

（注2）新年掛保険料をお払い込みいただいた後に、保険年度の途中でご契約が消滅（ご契約の解約、給付金等のお支払いによる消滅等）した場合でも、消滅後の期間に対応する保険料は、保険料としては払い戻さず、お支払いする給付金や返戻金等の計算に含めます。

（注3）同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済の場合は、ご加入いただけないことがあります。

●市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

●ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「保険証券」でご確認ください。

■年齢の計算

●契約日における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

5. 配当金

●配当金は決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします（自動積立）。ただし、決算実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。

●上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。

●配当金は当社所定の利率（注1）で円で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金・解約時の返戻金等をお支払いするときなどにあわせて円でお支払いします。

（注1）この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

6. 解約・減額と返戻金

●P.41-42 の「低解約返戻金期間と返戻金」および、P.45 の「5. 解約・減額と返戻金」をご確認ください。

7. お客さまにご負担いただく諸費用

●この商品にかかる費用は「保険契約にかかる費用(保険契約関係費用、解約控除)」、「外貨の取扱いにかかる費用」の合計額となります。

●P.40-41 の「お客さまにご負担いただく諸費用」をご確認ください。

注意喚起情報

マークの用語については、P.48の「用語ガイド」をご覧ください。

■「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
■特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
■この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

●記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
●主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
●特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

為替リスク

●この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。
●この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、毎回の保険料（円）を米ドルに換算したときや、保険金等（米ドル）を円に換算したときの価値が変動することにより、差損（差益）が生じることをいいます。
●この保険における為替リスクは、ご契約者または死亡保険金受取人が負います。

毎回の保険料（円）を米ドルへ換算した金額

●為替レートは日々変動しているため、保険料（円）を当社所定の為替レートにより米ドルに換算した金額は毎回異なります。
（P.40【事例1】参照）
そのため、この保険の積立金額は、ご契約の際の当社所定の為替レートで試算した積立金額を下回るおそれがあります。

●保険料を米ドルに換算した金額は、円安時は小さくなり、円高時は大きくなります。

米ドル建ての保険金、解約時の返戻金等を円に換算した金額

●保険金や返戻金等をお支払いする際の当社所定の為替レートにより円換算した保険金額や返戻金額等が、ご契約の際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額等を下回るおそれがあります。
さらに、ご契約の保険料払込累計額を下回り、損失が生じるおそれもあります。（P.40【事例2】参照）
●円に換算した金額は、円高時は小さくなり、円安時は大きくなります。

■一般的な為替リスクの例（1,000 万円で米ドルを購入する場合）

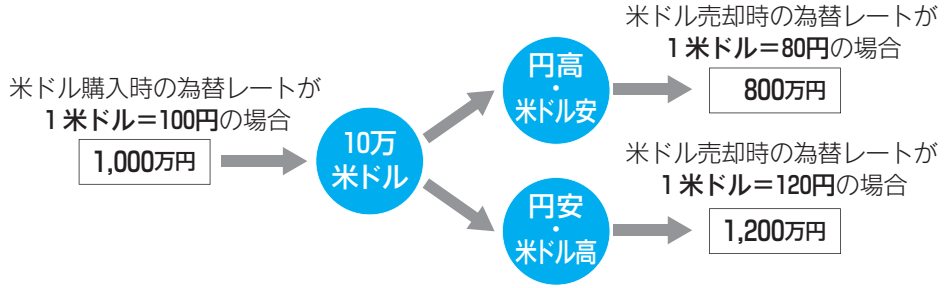

■【事例1】この保険における為替リスクの例
・保険料払込回数：月掛
・保険料：10,000 円

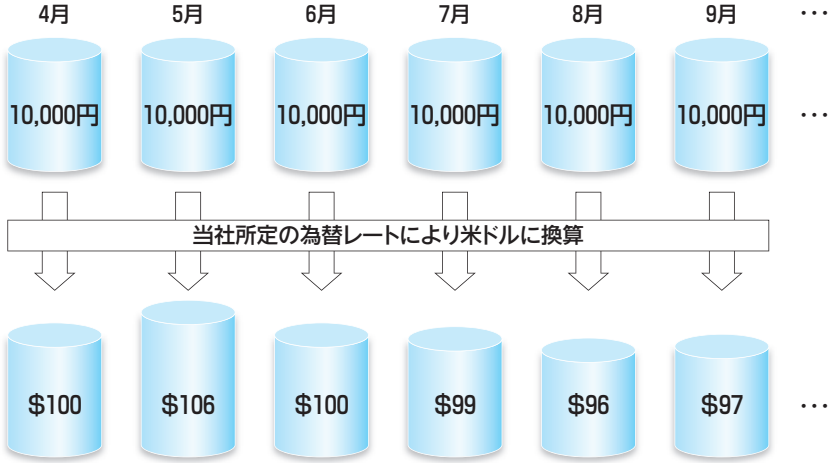

（※）保険料を米ドルに換算した金額は毎月異なります。

■【事例2】この保険における為替リスクの例
・保険料払込回数：月掛
・保険料：10,000 円
・保険料払込期間：15 年（保険料払込累計額 180 万円）
・ご契約の際の当社所定の為替レート：1米ドル=100 円
・死亡時の死亡保険金額：20,000 米ドルの場合

死亡保険金請求時の当社所定の為替レート	1米ドル=80 円（加入時よりも円高）	1米ドル=120 円（加入時よりも円安）
死亡保険金の円換算額	20,000 米ドル =160 万円	20,000 米ドル =240 万円
保険料払込累計額（180 万円）との差額	−20 万円	+60 万円
ご契約の際の当社所定の為替レート（1米ドル=100 円）で計算した死亡保険金額（20,000 米ドル=200 万円）との差額	−40 万円	+40 万円

（※）税金等を考慮せず計算した金額であり、実際に受け取る金額とは相違する場合があります。

お客さまにご負担いただく諸費用

保険契約にかかる費用

●保険契約にかかる費用は、以下の「保険契約関係費用」、「解約控除」の合計額となります。

項目	内容	費用
保険契約関係費用	ご契約の締結・維持・管理にかかる費用、保険金などのお支払いにかかる費用	被保険者の契約年齢および性別・ご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません
解約控除	契約日から 10 年経過するまでにご契約を解約される場合などにかかる費用	契約日からの経過期間（注1）に応じて計算します（注2） 積立金 ×70%× 解約控除率（※）

（※）解約控除率は、20%×（1−経過月数（注1）÷120）

（注1）ご契約から解約などをされた日までの経過月数です。すでに到来している保険料期間（*）に対する保険料のうち、払い込まれていない保険料がある場合は、保険料が払い込まれた月までとなります。
（*）保険料期間は、払い込まれた保険料が充当される期間をいいます。

（注2）契約日からの経過期間（保険料をお払い込みいただいた月数）が 10 年（120 ヵ月）超となった場合には、解約控除はありません。

・これらの費用は、**保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。**
・米ドル建ての（災害）死亡給付金額・（災害）死亡保険金額・解約時の返戻金額等は、**すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。**

外貨の取扱いにかかる費用

■為替手数料

円入金特約（円建保険料固定型）・円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。この為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。

当社所定の為替レート	適用為替レート（注3）
円入金特約（円建保険料固定型）における為替レート	TTM+25銭
円支払特約における為替レート	TTM－25銭

（注３）当社所定の為替レートの算出式は将来変更される可能性があります。

・お払込時にかかる為替手数料は、あらかじめ円入金特約（円建保険料固定型）における為替レートに含まれているため、**保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。**
・保険金等を円でお受け取りいただく際にかかる為替手数料は、あらかじめ円支払特約における為替レートに含まれています。お受け取りいただく金額は、この手数料が**差し引かれた後の金額です。**

■口座引出手数料等

●保険金等を米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取る口座をご用意いただく必要があります。そのために口座開設手数料がかかる場合があります。また、口座着金・引出にかかる手数料等が必要となる場合があります。
●手数料等の金額、口座開設のお取扱いは、金融機関によって異なります。詳細は、金融機関にお問い合わせください。

この手数料は、お受取時に**別途発生します。**

⚠ 低解約返戻金期間と返戻金

●この保険は、ご契約から一定期間（第１保険期間のみ。最長15年）内に解約された場合などの返戻金の額を低く設定した低解約返戻金型です。
●低解約返戻金期間中に解約された場合などの返戻金の額は、積立金に、下表の契約日から解約などをされた日までの経過期間に応じた割合および解約控除率をふまえた割合を乗じて計算するため、積立金額を下回ります。

●契約日から解約などをされた日までの経過期間に応じた割合

経過期間	割合（%）
10年未満	70%
10年以上15年未満（注１）	経過期間に応じた以下の割合（注２） 10年0ヵ月以上1ヵ月未満　・・・70.0% 10年1ヵ月以上2ヵ月未満　・・・70.5% （以後、1ヵ月経過するごとに0.5%ずつ加算） 14年10ヵ月以上11ヵ月未満　・・・99.0% 14年11ヵ月以上15年0ヵ月未満・・・99.5%
15年以上（注３）	100%

（注１）10年経過後でも10年経過前の期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は10年未満として取り扱います。
（注２）すでに到来している保険料期間（＊）に対する保険料のうち、払い込まれていない保険料がある場合は、保険料が払い込まれた期間に対応する割合とします。
（＊）保険料期間は、払い込まれた保険料が充当される期間をいいます。
（注３）15年経過後でも15年経過前の期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は15年未満として取り扱います。

●解約控除率をふまえた割合
1－20%×(1－経過月数（注４）÷120)
（注４）ご契約から解約などをされた日までの経過月数です。すでに到来している保険料期間に対する保険料のうち、払い込まれていない保険料がある場合は、保険料が払い込まれた月までとなります。

●その他の解約時の返戻金等のお取扱いについては、P.45 の「5. 解約・減額と返戻金」をご確認ください。

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除）

●払込期月(注1)内に保険料をお払い込みいただけなかった場合でも、猶予期間内に保険料をお払い込みいただくことでご契約は継続します。猶予期間は以下のとおりです。

保険料	猶予期間
第１回保険料	払込期月（注１）の翌月１日から末日まで
第２回以降の保険料	払込期月（注１）の翌月１日から翌々月の末日まで

●猶予期間内に保険料のお払込みがない場合には、猶予期間満了日の翌日にご契約が解除となり(注2)、返戻金がある場合は、ご契約者に返戻金をお支払いします。

●解除時の返戻金額は、米ドル建てで確定します。

●解除となった日（解除日）からその翌月の末日（送金待機期間）までに返戻金の請求があった場合、米ドルまたは円で返戻金をお受け取りいただけます。円で受け取る場合、返戻金は請求書類が当社に到達した日(注3)(注4)における当社所定の為替レートで円に換算します。

●送金待機期間内に返戻金のご請求がない場合、返戻金は円のみでお受け取りいただきます。

●この場合、返戻金は送金待機期間満了日の翌日(注4)における当社所定の為替レートで円に換算します。

●また、当社所定の条件を満たす場合、ご契約者からのご請求があったものとみなして、ご契約者名義の口座へ円に換算した返戻金を送金します。

●なお、この保険には、失効・復活のお取扱いや、当社が自動的に保険料を貸し付ける制度（自動振替貸付）はありません。

（注１）保険料をお払い込みいただく月の１日から末日までをいいます。
（注２）解除となった時点でご契約は消滅します。
（注３）当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。
（注４）その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

イメージ図

［4月分保険料（月掛、第2回以降）のお払込みがなかった場合の例］

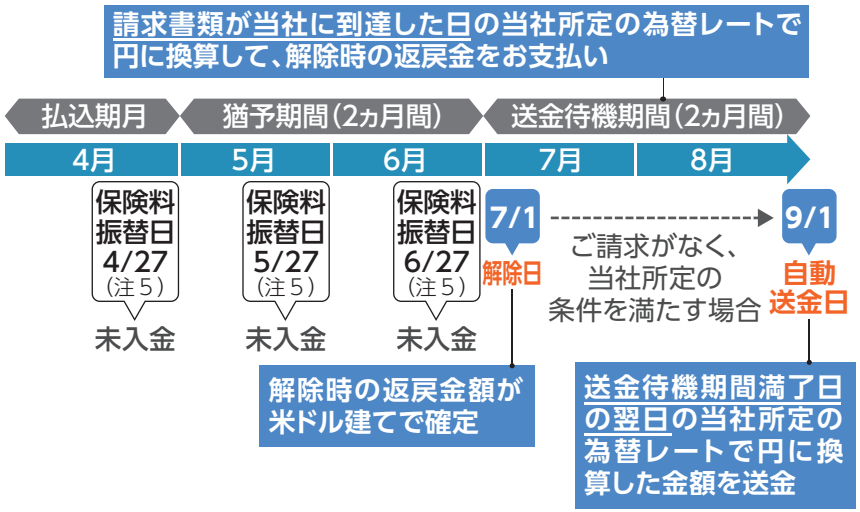

（注５）その日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直後の営業日とします。

1. 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録*によりお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」）をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を円でお返しいたします。

  ＊電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ（裏表紙参照）の専用申出フォーム（以下「専用申出フォーム」）からお申し出いただく方法を設定しております。
- お払い込みいただいた金額を円でお返しするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号（お申込内容と同一）・保険種類・申込日および毎回の保険料などを記載してください。
- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。

2. 職業などの告知

■告知の義務

- ご契約者や被保険者には職業などについて告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがいまして、はじめから危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、現在の職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

■告知の内容

- 告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取消しとなって、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。
  - 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。
  - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

●告知にあたり、生命保険募集人（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。

●当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

3. 保障の開始

●お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

●第1回保険料の払込方法が、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」の場合、第１回保険料相当額のお払込みが、お申込みの承諾における要件の一つとなります。

●生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4. 保険金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金等のお支払いはできません。

●P.35 の「3. 保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合（責任開始時前の不慮の事故を原因とする場合など）

●免責事由に該当する場合

例）・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡　など

●告知義務違反による解除の場合

●重大事由による解除の場合

例）・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
など

●詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合

➤冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

5. 解約・減額と返戻金

■ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約して返戻金をお受け取りいただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

■保険料の減額

- 第 1 保険期間（保険料払込期間）中は、当社所定の範囲内で、毎回の保険料（円）を減額することができます。
- 減額した場合も、それまでの積立金は引き続き運用されるため、返戻金はありません。
- 一度減額した保険料を元の金額に戻すことはできません。

■死亡保険金額の減額

- 第 2 保険期間中は、当社所定の範囲内で死亡保険金額を減額することができます。(注1) この場合、その割合に応じて災害死亡保険金額も減額されます。
- 減額の割合に応じて返戻金をお受け取りいただけます。
- 一度減額した死亡保険金額を元の金額に戻すことはできません。

■解約された場合などの返戻金

- 返戻金額は、被保険者の契約年齢・性別、保険期間、経過年月数等によって異なります。
- 第 1 保険期間中に解約された場合などの返戻金については、P.41-42 の「低解約返戻金期間と返戻金」をご確認ください。
- 第 2 保険期間中に解約された場合などの返戻金の額は、契約日から解約等をされた日までの経過した年月数により計算します。

■その他留意事項

- この保険は、ご契約から一定期間内に解約された場合などの返戻金の額を低く設定した低解約返戻金型です。
- 契約日から 10 年を経過するまでに解約された場合などは解約控除があります。解約控除については、P.40 の「お客さまにご負担いただく諸費用」の「解約控除」をご確認ください。
- 解約された場合などの返戻金を円でお受け取りいただく際の為替リスクについては、P.39-40 の「為替リスク」をご確認ください。
- 解約・減額や保険料のお払込みがなく解除となった場合のお手続きについては、P.47 に記載のコミュニケーションセンターへご連絡ください。(注2)

(注1) 第 1 保険期間中は、給付金額の減額のお取扱いはありません。
(注2) 解約のお手続きについては当社ホームページ（裏表紙参照）中の「お客さま専用サイト MY ほけんページ」から行なうこともできます（お手続きには諸条件があります）。

6. 現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲（保険金・給付金の支払事由）が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 告知内容などによっては、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。

7. ご契約者と相互会社との関係

●当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。

●相互会社ではご契約者が「社員」(注1)となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

(注1) 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます。

8. 生命保険の税金

■生命保険料控除

●お払い込みいただいた保険料（円）は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。

●その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

■保険金等をお受け取りいただいた場合にかかる税金

●この保険の税法上の取扱いは、円建ての生命保険契約と同じとなります。

●米ドルで保険金等をお受け取りいただいた場合は、右表のとおり円に換算したうえで、課税対象額を算出します。

項目	税の種類（注1）		為替レート適用日・適用為替レート（注2）
(災害)死亡給付金、(災害)死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税	死亡日の最終 TTB
	受取人がご契約者自身の場合	所得税(一時所得)・住民税	死亡日の最終 TTM
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税	死亡日の最終 TTB
返戻金	—	所得税(一時所得)・住民税	請求書類が当社に到達した日の最終 TTM

(※) ご契約者が保険料負担者である場合の取扱いとなります。

(注1) 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

(注2) 「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

●円で保険金等をお受け取りいただいた場合は、円でのお受取額がそのまま課税対象となります。

【参照】税法上の取扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

上記の税務の取扱い等については 2024 年 11 月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更等に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

9. 保険金額等が削減される場合

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

●当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

10. 保険金等のご請求

●保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。

●ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。

➤冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

●ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。

11. ご契約後のお手続きやご相談

●ご契約内容のご照会、各種お手続き（解約・減額等）のお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーションセンター
「外貨建保険のお問い合わせ窓口」

ようこそ　ハロー
0120-453-860
（携帯OK）

月曜～金曜 9：00 ～ 18：00　土曜 9：00 ～ 17：00
（いずれも祝日・年末年始を除く）

●ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

●（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所
〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-4-1
新国際ビル 3 階（生命保険協会内）
☎ 03-3286-2648
ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/

●なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

用語ガイド

●入金用為替レート（円→ドル）

毎回の保険料（円）を米ドルに換算する際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手数料が含まれています。なお、この為替レートは将来変更される可能性があります。当社指定の金融機関が公示する TTS を上回ることはありません。1 日のうちに TTS の公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値を参照します。

（「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。）

●支払用為替レート（ドル→円）

米ドル建ての死亡保険金・解約時の返戻金等を、円に換算し、お支払いする際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手数料が含まれています。なお、この為替レートは将来変更される可能性があります。当社指定の金融機関が公示する TTB を下回ることはありません。1 日のうちに TTB の公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値を参照します。

（「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり 定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。）

●積立金（額）

当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金（保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てる米ドル建てのお金）のことをいいます。保険契約にかかる費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。

●予定利率

保険金額等を算出する際の基準となる率の 1 つで、保険期間を通じて得られる資産運用の収益をあらかじめ見込み、当社が設定する運用利回りのことをいいます。

●契約日

保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。申し込まれたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了したときから、ご契約上の保障が開始され、その日の属する月の翌月 1 日が契約日となります。

●契約応当日

契約日に対応する日のことで、年単位、月単位の 2 つの契約応当日があります。

（例）契約日が 2024 年 9 月 1 日の保険契約の場合

■年単位の契約応当日：2025 年以降毎年の 9 月 1 日

■月単位の契約応当日：2024 年 10 月 1 日以降の毎月 1 日

●予定利率計算基準日

第 2 保険期間開始日および第 2 保険期間開始日から 5 年ごとの年単位の契約応当日をいい、当社が予定利率を設定する日です。

●TTM　ティーティーエム（対顧客電信売買相場仲値）

銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TTS（対顧客電信売相場）とTTB（対顧客電信買相場）の中間の値となります。

●TTS　ティーティーエス（対顧客電信売相場）

お客さまが銀行等で円を外貨に交換する（外貨を購入する）ときに用いられるレートとなります。

●TTB　ティーティービー（対顧客電信買相場）

お客さまが銀行等で外貨を円に交換する（外貨を売却する）ときに用いられるレートとなります。

「MY Web約款」について

- 「MY Web 約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web 約款」の閲覧方法は次のとおりです。

1 当社ホームページ　トップページ

- 当社ホームページから「MY Web 約款」ボタンを押下してください。
- 別ウインドウが表示されます。

MY Web約款

- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 商品名は「つみたてドル建終身」を選択してください。契約日は「保険証券」などでご確認ください。
- 当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田　検索

明治安田ホームページ
https://www.meijiyasuda.co.jp/

2 MY Web 約款トップページ

- ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】の場合

- 契約日を選択のうえ、保険証券の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- 入力した契約日に「MY Web 約款」で約款等の全文 を提供している商品が表示されます。
- 「つみたてドル建終身」を選択してください。

【商品名から探す】の場合

- 「MY Web 約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 「つみたてドル建終身」を選択してください。
- 約款等の改正に応じて期間 が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

3 約款等 閲覧画面

- 商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合

こちらの二次元コードから、「MY Web 約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。

出典

出典A 文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」、文部科学省「私立大学等の令和5年度 入学者に係る学生納付金等調査結果について」「文部科学省令」、(独)日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査結果」(大学については大学昼間部・自宅通学者の場合で算出)

出典B (公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」(老後のゆとりのための上乗せ額 平均月額14.8万円×12ヵ月)

出典C (公財)日本生産性本部「レジャー白書2023」(1回あたりの費用130,960円、年間平均費用301,200円)

出典D ゼクシィ 結婚トレンド調査2023調べ(首都圏)

出典E (独)住宅金融支援機構「2022年度 フラット35利用者調査」

出典F 国税庁「令和4年分 相続税の申告事績の概要」

出典G 金融広報中央委員会「令和5年(2023年) 家計の金融行動に関する世論調査」

出典H 国土交通省「令和4年度 住宅市場動向調査」

明治安田

ご検討いただく際には、この「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご確認ください。
なお、ご契約の際には、この「契約締結前交付書面（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

・「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
・「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項などについて記載しています。
・「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は外貨建終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧いただき、各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター
「外貨建保険のお問い合わせ窓口」 携帯OK **0120-453-860**（ようこそ ハロー）

月曜～金曜9:00～18:00　土曜9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ（https://www.meijiyasuda.co.jp/）をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ生命保険募集人にご相談ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社　〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL　03-3283-8111（代表）
明治安田ホームページ
https://www.meijiyasuda.co.jp/

担当者

募Ⅰ2400205 商品開発　A0334
2412